

令和2年度

岸和田市廃棄物統計書

市民環境部廃棄物対策課.

目 次

1 概況

- (1) 地勢…………… P. 1
- (2) 人口・世帯数の推移…………… P. 2

2 環境行政

- (1) 機構…………… P. 3
- (2) 関連条例…………… P. 3
- (3) 業務内容…………… P. 3

3 一般廃棄物

(1) 概要

- ア 沿革…………… P. 4
- イ 事業年表…………… P. 6
- ウ 収集処理経費…………… P. 8
- エ 一般廃棄物の排出量…………… P. 9

(2) 一般廃棄物の収集と処理

ア 一般家庭ごみ

- (ア) 普通ごみ…………… P. 10
- (イ) 空きビン・空きカン・ペットボトル…………… P. 11
- (ウ) プラスチック製容器包装…………… P. 12
- (エ) ペットボトル…………… P. 13
- (オ) 紙パック…………… P. 14
- (カ) 廃食用油…………… P. 15
- (キ) 粗大ごみ…………… P. 17
- (ク) 埋立ごみ…………… P. 20
- (ケ) 小さな金属類…………… P. 21
- (コ) 廃蛍光管…………… P. 22
- (サ) 廃乾電池…………… P. 23
- (シ) 集団回収…………… P. 24

イ 事業系ごみ…………… P. 26

ウ リサイクル事業

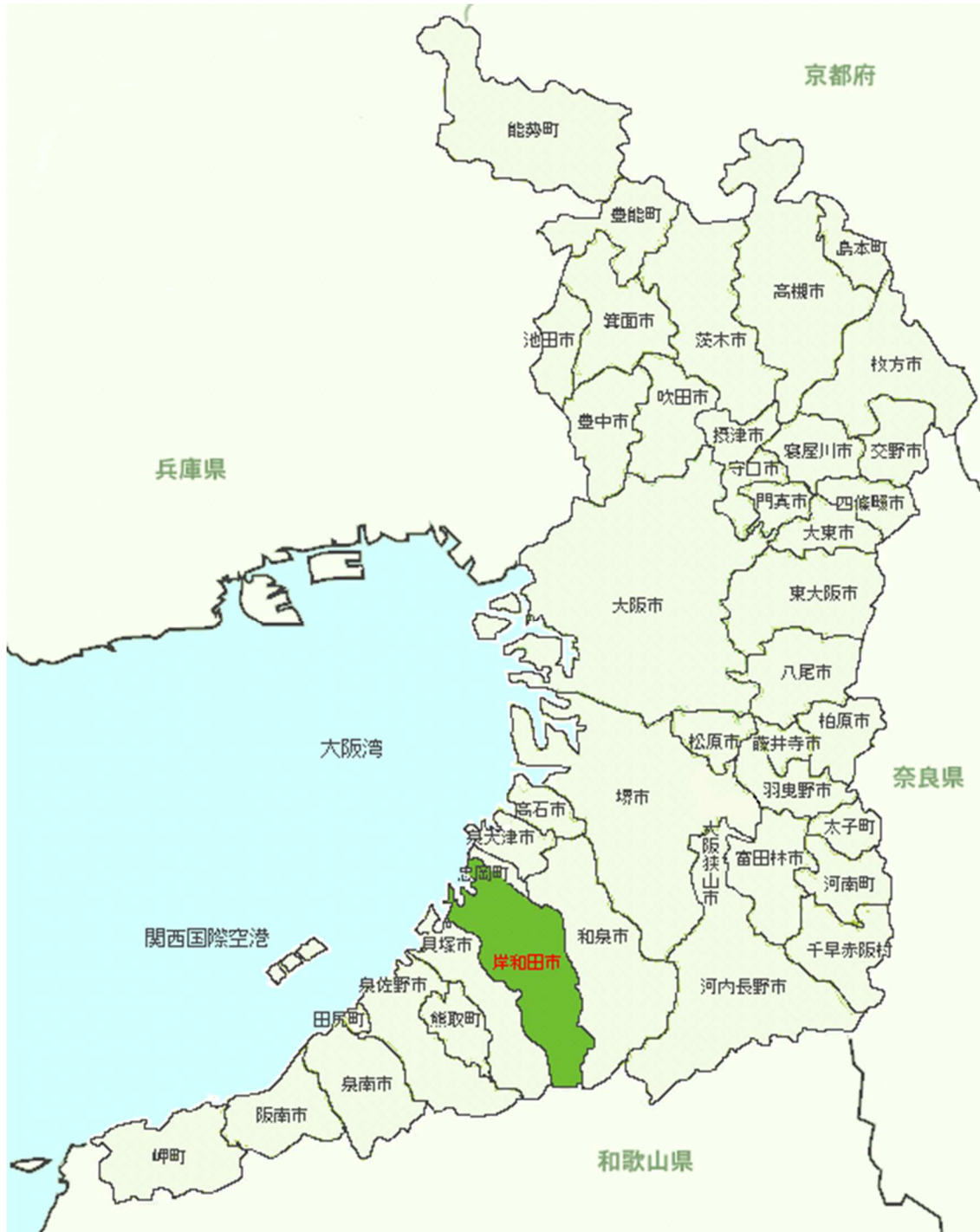
- (ア) リサイクルボードの管理事業…………… P. 27
- (イ) リユース品（再利用品）無償譲渡会…………… P. 27
- (ウ) 家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度…………… P. 28

エ	美化活動	P. 29
オ	家電4品目	P. 29
カ	不法投棄	P. 30
キ	胞衣・汚物収集運搬	P. 33
ク	一般廃棄物（し尿）処理事業	
	（ア）概要	P. 34
	（イ）し尿の収集運搬、処理	P. 35
	（ウ）天の川浄苑におけるし尿及び浄化槽汚泥処理工程	P. 35
	（3）ごみの分別及び資源化	
ア	ごみの分別収集・回収状況	P. 36
イ	資源物の行き先	P. 37
	（4）年度による対比	P. 38
4	害虫駆除	
	（1）害虫駆除薬散布器材の貸出	P. 39
	（2）害虫駆除の問い合わせ	P. 39
	（3）ねずみ駆除薬配布	P. 39
5	環境教育の推進	
	（1）環境フェア	P. 40
	（2）岸和田・貝塚3Rふれあいフェア	P. 40
	（3）出前講座	P. 40
6	市民の環境活動等	
	（1）まちを美しくする市民運動推進協議会	P. 41
	（2）岸和田市廃棄物減量等推進員	P. 43
	（3）違法屋外広告物追放登録員	P. 44
7	その他資料	
	ごみの流れ	P. 45
	ごみ処理フロー図	P. 46

1 概況

(1) 地勢

岸和田市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪都心から約 20km、関西国際空港から約 10km の距離にあり、市域の面積は 72.72 ㎢、東西約 7.6km、南北約 17.3km の細長い地形で、おおむね臨海部・平地部・丘陵部・山地部に区分されています。丘陵部から山地部にかけては豊かな自然が残り、岸和田市の特色の一つになっています。

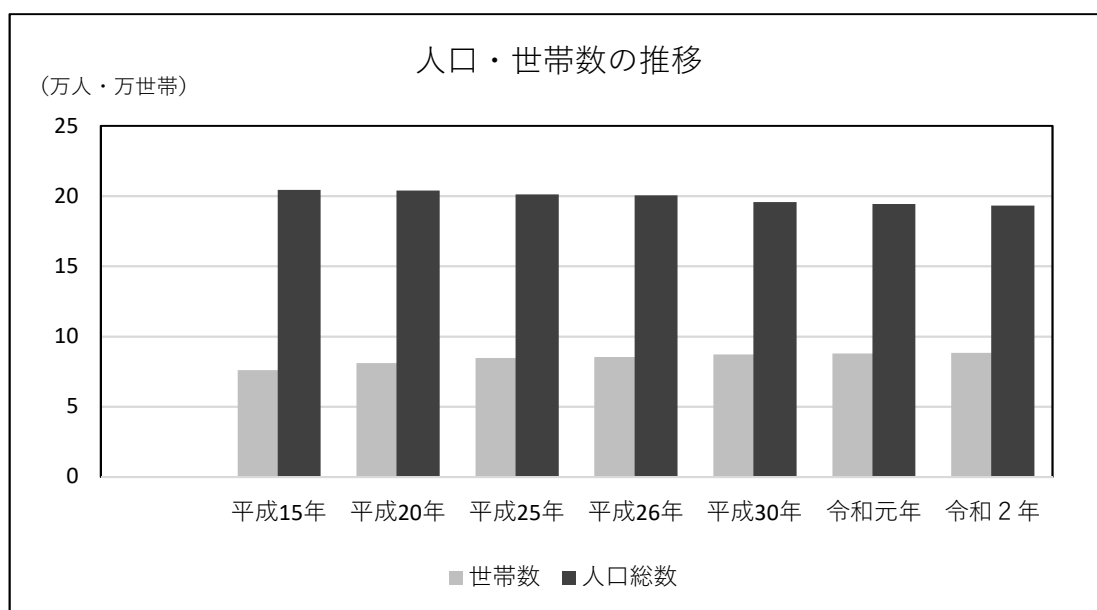


(2) 人口・世帯数の推移

(10月1日現在)

年次	世帯数	人 口 (単位：人)		
		男	女	人口総数
平成 10 年	69,864	97,478	102,665	200,143
平成 15 年	76,070	99,141	105,274	204,415
平成 20 年	81,099	98,531	105,452	203,983
平成 25 年	84,623	96,749	104,402	201,151
平成 26 年	85,293	96,408	103,950	200,358
平成 30 年	87,093	93,933	101,706	195,639
令和元年	87,841	93,273	101,043	194,316
令和 2 年	88,399	92,638	100,421	193,059

資料：市民課



2 環境行政

(1) 機構

市民環境部 ——— 廃棄物対策課

管理担当、収集業務担当、粗大ごみ担当 地域美化担当、減量推進担当、排出指導担当
--

(2) 関連条例

ア 岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定されています。

本条例には次の内容が定められています。

市長・市民・事業者の責務、発生抑制と減量義務、多量排出事業者の指導、一般廃棄物の処理に関する内容、清潔の保持、廃棄物減量等推進審議会に関することなど。

イ その他の条例

- ・岸和田市天の川浄苑設置及び管理条例
- ・岸和田市きれいなまちづくり条例

(3) 業務内容

- (01) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (02) 一般廃棄物処理業者に関すること。
- (03) ごみの排出、分別、減量化及び再生の啓発及び指導に関すること。
- (04) 不法投棄の防止及びこれに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (05) 再生資源の回収に関すること。
- (06) ごみのリサイクルに関すること。
- (07) 美化活動に関すること。
- (08) 違法屋外広告物の撤去に関すること。
- (09) ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。
- (10) 感染症の消毒に関すること。
- (11) 胞衣汚物及び死獣の処理に関すること。
- (12) し尿くみ取りの助成認定に関すること。
- (13) 岸和田市天の川浄苑の管理に関すること。
- (14) 岸和田市貝塚市清掃施設組合との連絡調整に関すること。
- (15) 岸和田市廃棄物減量等推進審議会に関すること。

3 一般廃棄物

(1) 概要

ア 沿革

汚物を生活圏から排除する時代

ごみは、人間が生活する中で必ず発生する物であり、ごみ処理も太古の時代からあったと考えられます。

江戸時代になり、人口集中が進む所では、ごみも集中し、また、経済発展にともなう生活レベルの向上により大量のごみが発生しました。

江戸でも、その処理には相当手を焼いていたようです。「会所」と呼ばれる各町共通の空き地にごみを捨て、これを集めて船で東京湾へ運び埋め立てられていました。この時代のごみ処理は、ごみを生活圏から排除することでした。

汚物を焼却する時代へ

明治中期にペストが大流行したため、汚物処理が重視され、明治 33 年には、「汚物掃除法」が制定され焼却が推奨されました。

戦前、岸和田市の清掃は防疫を主として、衛生組合を設立し管理運営されていました。

昭和 7 年に岸和田市に焼却場が建設され（現中央体育館）、日常的な岸和田市のごみ収集は、焼却場及び市庁舎周辺を戸別収集し、焼却場へ箱車にのせて運んでいたのです。

昭和 39 年には、流木町に処理能力 1 日あたり 60 t の「岸和田市塵芥焼却場」が建設され、旧焼却場が廃止されました。しかし、60 t の焼却量ではすぐに能力不足となり、焼却できない残ごみは、埋立てや現流木墓苑に野積みにする処置がとられました。

昭和 44 年、岸和田市と貝塚市の一部事務組合による「岸和田市貝塚市清掃工場」が建設され、1 日 450 t のごみを焼却できる能力を備えた清掃工場が竣工し、操業を開始しました。

また、昭和 42 年から戸別に収集していたごみをステーション方式へと切り換え、野田町と中町でモデル地域を指定し、市民の協力を得ながら、昭和 48 年には全市域ステーション方式へと移行し、同時に家庭ごみの週 2 回収集（祝日含む）が実施されるようになりました。

ごみ減量化に向けて

ごみ量の増大に伴い、廃棄物処理の問題が大きくクローズアップされ、平成 3 年「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定され、廃棄物の再利用の促進やリサイクルシステムの構築の大切さが強調されるようになりました。

本市においても、平成 2 年より、ごみの減量化、資源化に向け、資源ごみ（空きビン・空きカン）の分別収集、廃乾電池の専用回収ボックスの設置（60 ヶ所）を実施しました。平成 3 年 4 月から古紙等集団回収（103 団体）とコンポストの無償貸与（300 基）を実施し、また、9 月より牛乳パックの回収ボックスの設置（13 ヶ所）を実施しました。平成 4 年 6 月より廃食用油の回収を実施しました。

循環型社会を推進するため、平成 5 年に環境部リサイクル課を設置し、ごみの減量化、再資源化に向けての啓発事業を進めてきました。11 月に「廃棄物減量等推進審議会」を設置し、翌年 1 月に「廃棄物減量等推進員」制度を発足させ、地域でのごみ減量化、リサイクルに向け、活動を推進しました。

さらに、平成 6 年 6 月から EM バケツのモニターを開始し、11 月に「リサイクル展示室」を開設しました。また、平成 22 年からは 6 月（以前は 11 月上旬）に環境フェアを開催し、ごみの減量化、リサイクル意識の高揚等に取り組んできました。

平成5年3月には「岸和田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」が制定され、平成8年3月にその一部を改正し、事業系ごみの減量化に取り組んでいます。

平成7年6月、循環型の新しいリサイクル社会の構築をめざす「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が制定されました。この法律は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物の回収リサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業所が再商品化（リサイクル）」するという各々の役割分担を規定しています。

本市では、行政と生協やスーパーなど流通業界が協力してペットボトルを回収する実験を行いました。官と民が協力して回収を行う取り組みは全国で初めての試みでありました。実験は平成9年3月まで行われ、「容器包装リサイクル法」が施行された平成9年4月以降はこの「岸和田方式」を本格稼動して今日に至っています。

平成12年4月「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴い、モデル地域においてプラスチック類の分別収集を実施し、平成14年3月市内全域で実施しました。

環境への負荷の低減に向けて

平成12年5月に成立した「循環型社会形成推進基本法」の趣旨に即応し、廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物の減量化、リサイクル並びに環境への負荷が低減される社会の実現に向け「粗大ごみの収集運搬手数料」及び「一般家庭ごみ」について、「ごみの収集の有料化」を検討し、平成14年7月1日から一般家庭ごみの一部、粗大ごみの有料化（シール制）を導入し、同時に無色透明・白色半透明袋の排出としました。

平成13年4月からは「特定家庭用機器再商品化法」が施行され、原則として家電4品目（洗濯機・エアコン・冷蔵庫・テレビ）は、家電小売店での引取りとなりました。また、本市でも収集及び運搬に係る手数料を設定し、収集しています。

平成14年5月から埋立ごみの実験回収を行い、翌年4月より市内全域で埋立ごみの回収を実施しました。

不法投棄の抑制と啓発のため、平成14年10月に不法投棄禁止ポスターを作製し、各町会等に約1,600枚を配布し、平成17年3月には、全公用車（約270台）にマグネット式啓発ポスターを貼付け、パトロールの強化に努めました。また、不法投棄を重点的に監視するため、平成16年に不法投棄監視カメラを設置しました。

平成18年11月より一部事務組合による「岸和田市貝塚市クリーンセンター」へ試験的に搬入を開始しました。（1日あたり焼却能力531t、粗大ごみ処理能力41t、資源化処理能力32.6t）

平成19年6月より、分別を細分化するため、町会の協力により、小さな金属類の回収を実施しました。

平成21年6月、市議会において「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正」が可決され、平成22年4月から一般家庭普通ごみの有料指定袋制が始まりました。

今後のごみ処理に向けて

資源はいずれ枯渇するもの、地球温暖化もいずれおとずれるもの、遠い先のことと安易に思っていたが、すぐそこに迫ってきていると実感することが多くなってきました。

ごみを分別して、資源に再生することが重要な課題となってきました。また、焼却にともない発生するダイオキシンや、最終処分地にも限りがあり、これらへの対策が重要な課題となっています。みんなで力を合わせ、地球にやさしい環境作りを進めることが大切です。

イ 事業年表

年度	月	事業
昭和 7 年		岸和田市に焼却場建設（現中央体育館）
昭和 39 年		「岸和田市塵芥処理場」建設（処理能力・60 t / 日）
昭和 42 年		戸別に収集していたごみをステーション方式へ切り変える （野田町と中町をモデル地区に指定）
昭和 44 年		一部事務組合「岸和田市貝塚市清掃工場」建設（処理能力・450 t / 日）
昭和 48 年		全市域の収集方法を現在のステーション方式へ移行 家庭ごみの週 2 回収集と祝日収集が実施される
昭和 53 年	6 月	「まちを美しくする市民運動推進協議会」が結成
平成 元年	4 月	電話受付による粗大ごみの個別収集開始
平成 2 年		資源ごみ（空きビン・空きカン）の分別収集開始
		廃乾電池の専用回収ボックスの設置（60 ヶ所）
平成 3 年		「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定
	4 月	古紙等集団回収（103 団体）
	9 月	牛乳パック回収ボックス設置（13 ヶ所）
平成 4 年	6 月	廃食用油の回収実施
平成 5 年	11 月	環境部リサイクル課を設置 「廃棄物減量等推進審議会」を設置
平成 6 年	1 月	「廃棄物減量等推進員」制度を発足
	6 月	EMバケツのモニター開始
	11 月	「リサイクル展示室」を設置
平成 7 年	6 月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」制定 （容器包装リサイクル法）
平成 8 年	3 月	「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」改正
平成 12 年	4 月	「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴いモデル地区において、プラスチック類の分別収集を実施

平成 13 年	4 月	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行
平成 14 年	3 月	プラスチック類の分別収集を市内全域実施
	4 月	大阪府より大阪府屋外広告物条例第 20 条の 2 に基づく簡易除却権限の一部委任を受ける
	5 月	モデル地区（市内 5 町会）において埋立ごみの実験回収
	7 月	一般家庭ごみの一部、粗大ごみの有料化
	10 月	不法投棄禁止ポスターを製作
平成 15 年	4 月	市内全域で埋立ごみの回収を実施
	8 月	「違法屋外広告物追放登録員」制度を設置
平成 17 年	3 月	不法投棄防止対策（全公用車約 270 台にマグネット式ポスター貼付）強化
平成 18 年	4 月	粗大ごみの「ふれあい収集」実施
	6 月	市職員による不法投棄防止夜間パトロールを実施
	11 月	一部事務組合「岸和田市貝塚市クリーンセンター」試運転・一般搬入開始 （焼却施設処理能力・531 t / 日、粗大ごみ施設処理能力・41 t / 日、 資源化施設処理能力・32.6 t / 日）
平成 19 年	4 月	岸和田市貝塚市クリーンセンター本格稼働
	6 月	市内全域で小さな金属類の回収を実施
平成 20 年	4 月	環境整備課と廃棄物減量推進課が統合 課名を生活環境課に変更
平成 22 年	4 月	一般家庭普通ごみの有料指定袋制を実施
平成 23 年	6 月	家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度を実施
平成 25 年	7 月	「岸和田市きれいなまちづくり条例」を施行
平成 27 年	4 月	空きビン・空きカン・ペットボトルの混合収集を市内全域で実施
平成 29 年	4 月	生活環境課と環境保全課が統合 課名を環境課に変更
令和元年	5 月	「プラスチックごみゼロ」を宣言
令和 2 年	4 月	環境課から環境保全課と廃棄物対策課に分課

ウ 収集処理経費

●1t当りの収集処理経費

$$\left[\frac{\text{収集経費 } 16 \text{ 億 } 6,202 \text{ 万 } 2,958 \text{ 円}}{[\text{収分量}] \text{ 一般家庭ごみ } 40,598\text{t} - \text{直接搬入量 } 2,437\text{t}} = \text{1t当りの収集経費 } 43,553 \text{ 円} \right]$$

$$\left[\frac{\text{岸貝分担金 } 10 \text{ 億 } 9,373 \text{ 万 } 6,040 \text{ 円} + \text{処理委託費 } 9,603 \text{ 万 } 2,122 \text{ 円}}{\text{総排出量 } [\text{収分量}] 38,161\text{t} + \text{許可 } 26,352\text{t} + \text{直接搬入 } 5,825\text{t}} = \text{1t当りの処理経費 } 16,915 \text{ 円} \right]$$

●1人当りの収集処理経費

$$\left[\frac{\text{収集経費 } 16 \text{ 億 } 6,202 \text{ 万 } 2,958 \text{ 円}}{\text{令和2年 10月1日現在の人口 } 193,059 \text{ 人}} = \text{1人当りの収集経費 } 8,609 \text{ 円} \right]$$

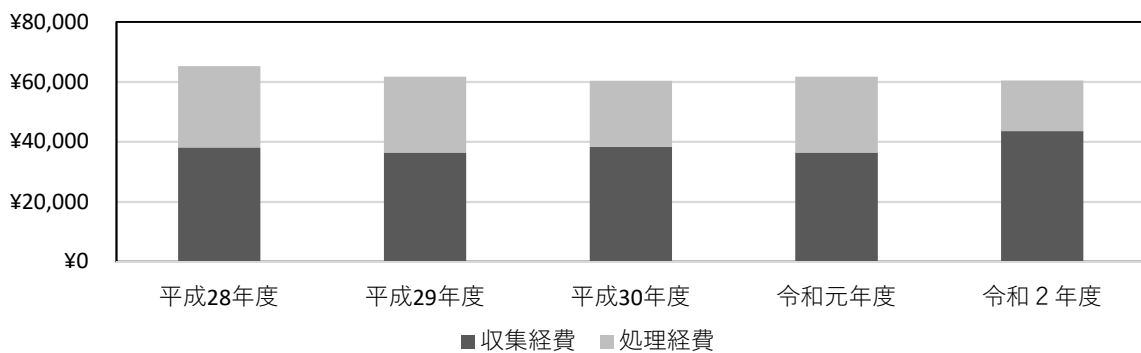
$$\left[\frac{\text{岸貝分担金 } 10 \text{ 億 } 9,373 \text{ 万 } 6,040 \text{ 円} + \text{処理委託費 } 9,603 \text{ 万 } 2,122 \text{ 円}}{\text{令和2年 10月1日現在の人口 } 193,059 \text{ 人}} = \text{1人当りの処理経費 } 6,163 \text{ 円} \right]$$

年度別収集処理経費

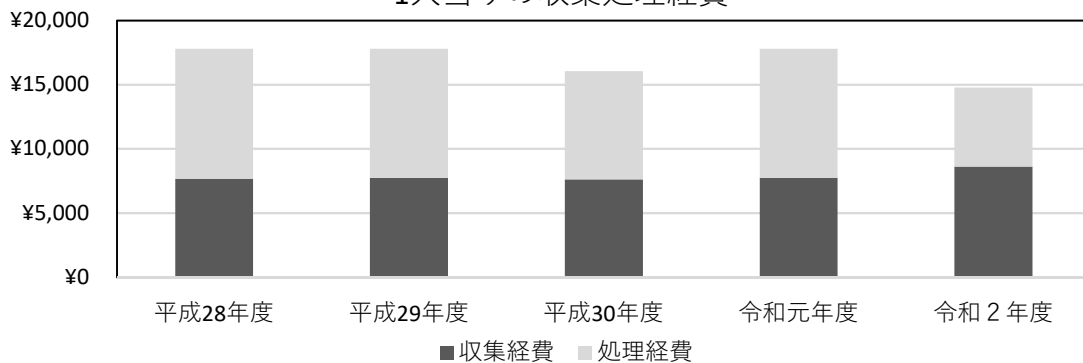
(単位：円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 t 当り	収集経費	38,051	36,416	38,343	36,416	43,553
	処理経費	27,221	25,260	22,018	25,260	16,915
	合 計	65,272	61,676	60,361	61,676	60,468
1 人 当り	収集経費	7,657	7,744	7,605	7,744	8,609
	処理経費	10,134	10,054	8,438	10,054	6,163
	合 計	17,791	17,798	16,043	17,798	14,772

1 t 当りの収集処理経費



1人当りの収集処理経費



エ 一般廃棄物の排出量

岸和田市貝塚市クリーンセンター、及びプラスチック類の中間処理施設への搬入量に集団回収等の地域回収を含んだ総排出量（項目17、岸和田市の一般廃棄物 総排出量）です。

（単位：t）

区分/年度			平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年度	
人 口(人) (10 月 1 日現在)			198, 142	197, 142	195, 639	194, 316	193, 059	
世 帯 数 (10 月 1 日現在)			86, 305	86, 787	87, 093	87, 841	88, 399	
一 般 家 庭 ご み	a	1. 普通ごみ	29, 070	28, 713	30, 436	28, 434	28, 479	
		ア直営	2, 741	2, 786	4, 660	2, 800	2, 758	
		イ委託	26, 329	25, 927	25, 776	25, 634	25, 721	
	b	2. 空きビン・空きカン・ペットボトル	2, 132	2, 104	2, 087	2, 049	2, 158	
		ア直営	170	170	170	169	183	
		イ委託	1, 962	1, 934	1, 917	1, 880	1, 975	
		3. プラスチック製容器包装	2, 647	2, 605	2, 614	2, 553	2, 618	
		ア直営	219	218	211	199	204	
		イ委託	2, 428	2, 387	2, 403	2, 354	2, 414	
		4. ペットボトル(直営)	32	29	29	28	27	
		5. 紙パック(委託)	7	7	5	6	6	
		6. 廃食用油(委託)	13	13	14	13	13	
		c	7. 粗大ごみ	336	422	825	462	496
	ア直営(可燃性)		226	301	512	304	300	
	ア直営(金属)		110	121	313	158	196	
	d	8. 埋立ごみ(直営)	167	167	329	182	204	
		9. 小さな金属(直営)	35	34	40	40	51	
	e	1 0. 廃蛍光管(直営)	9	8	8	8	9	
		1 1. 廃乾電池(直営)	20	19	22	21	22	
	f	1 2. 直接搬入量	1, 659	1, 767	2, 447	2, 364	2, 437	
	g	1 3. 集団回収(新聞・雑誌・ダンボール等)	5, 803	5, 552	5, 192	4, 744	4, 075	
	A. 一般家庭ごみ 計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13)			41, 930	41, 440	44, 048	40, 904	40, 595
	比 率 (A÷17)			57. 43%	56. 46%	56. 56%	54. 93%	57. 72%
事 業 系 ご み	1 4. 許可業者搬入量		26, 326	27, 559	29, 068	29, 217	26, 355	
	a	ア. 普通ごみ	25, 791	26, 913	28, 382	28, 340	25, 711	
	b	イ. ビン・カン	102	98	86	78	67	
	c	ウ. 粗大ごみ	433	548	600	799	577	
		可燃性	387	509	477	539	497	
		不燃性(金属・セトモノ)	46	39	123	260	80	
	f	1 5. 直接搬入量	4, 755	4, 399	4, 760	4, 346	3, 387	
	B. 事業系ごみ 計 (14+15)		31, 081	31, 958	33, 828	33, 563	29, 742	
	比 率 (B÷17)		42. 57%	43. 54%	43. 44%	45. 07%	42. 28%	
1 6. 清掃工場搬入量 計 (A+B) - (3+5+6+13)			64, 541	65, 222	70, 051	67, 151	63, 625	
1 7. 総排出量 (A+B)			73, 011	73, 398	77, 876	74, 467	70, 337	
1 8. 1 人 1 日当りの排出量(17÷人口÷日数)g			1, 009	1, 020	1, 090	1, 050	998	
1 9. 年間 1 人当り収集処理経費 (円)			18, 515	17, 791	17, 798	16, 043	14, 772	

a 可燃ごみ b 資源ごみ c 粗大ごみ d 不燃ごみ e その他ごみ f 直接搬入ごみ g 集団回収

※平成 27 年 4 月より、空きビン・空きカン・ペットボトルの混合収集を実施

(2) 一般廃棄物の収集と処理

ア 一般家庭ごみ

(ア) 普通ごみ

有料指定袋（10ℓ、20ℓ、30ℓ、45ℓ）を使用し排出された普通ごみを、直営及び委託業者 9 社が、市内全域を週 2 回のステーション方式で収集しています。

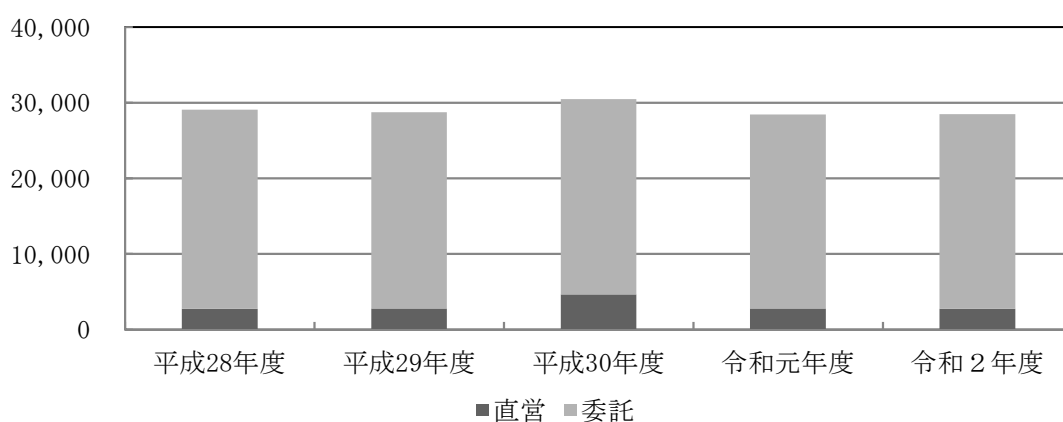
普通ごみの年度別排出量

(単位：t)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年
直営	2,741	2,786	4,660	2,800	2,758
委託	26,329	25,927	25,776	25,634	25,721
総排出量	29,070	28,713	30,436	28,434	28,479

普通ごみの年度別排出量

(t)



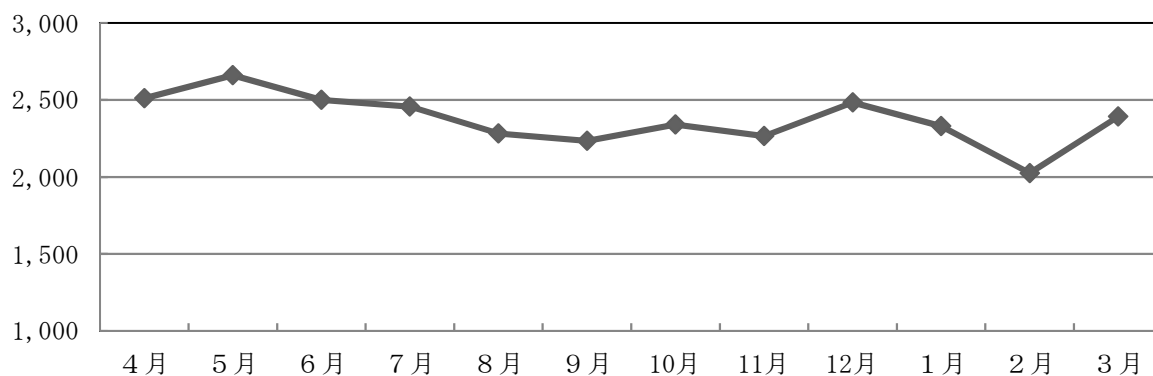
令和 2 年度 普通ごみの月別排出量

(単位：t)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
2,511	2,660	2,500	2,457	2,281	2,235	2,341	2,266	2,483	2,329	2,025	2,391	28,479

令和元年度 普通ごみの月別排出量

(t)



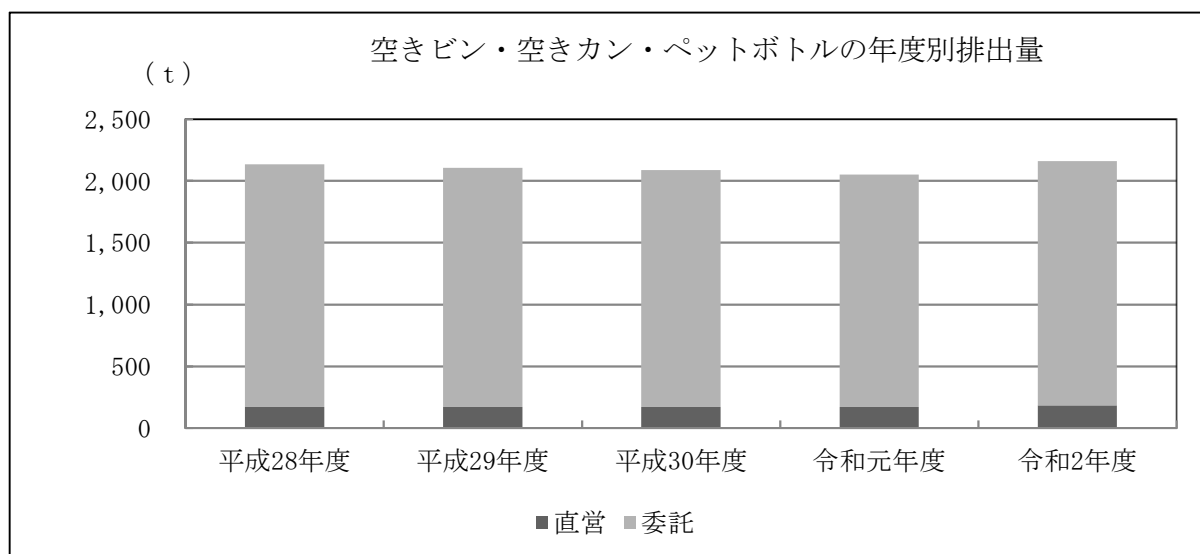
(イ) 空きビン・空きカン・ペットボトル

無色透明・白色半透明袋で排出された空きビン・空きカン・ペットボトルを、直営及び委託業者9社が、市内全域を週1回のステーション方式で収集しています。

平成27年4月より、空きビン・空きカンに加え、ペットボトルも混合で収集しています。

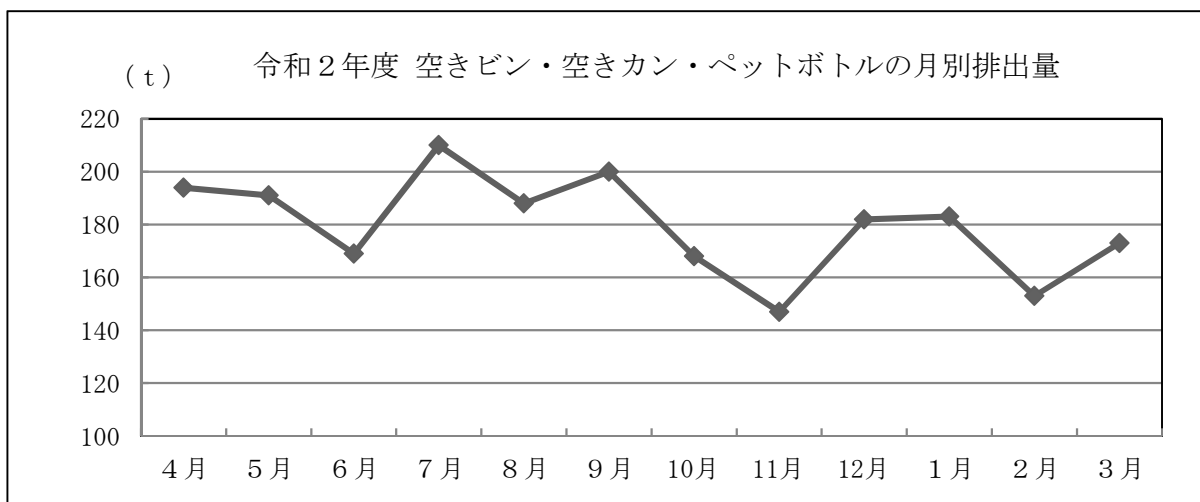
空きビン・空きカン・ペットボトルの年度別排出量 (単位：t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
直営	170	170	170	169	183
委託	1,962	1,934	1,917	1,880	1,975
総排出量	2,132	2,104	2,087	2,049	2,158



令和2年度 空きビン・空きカン・ペットボトルの月別排出量 (単位：t)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
194	191	169	210	188	200	168	147	182	183	153	173	2,158



(ウ) プラスチック製容器包装

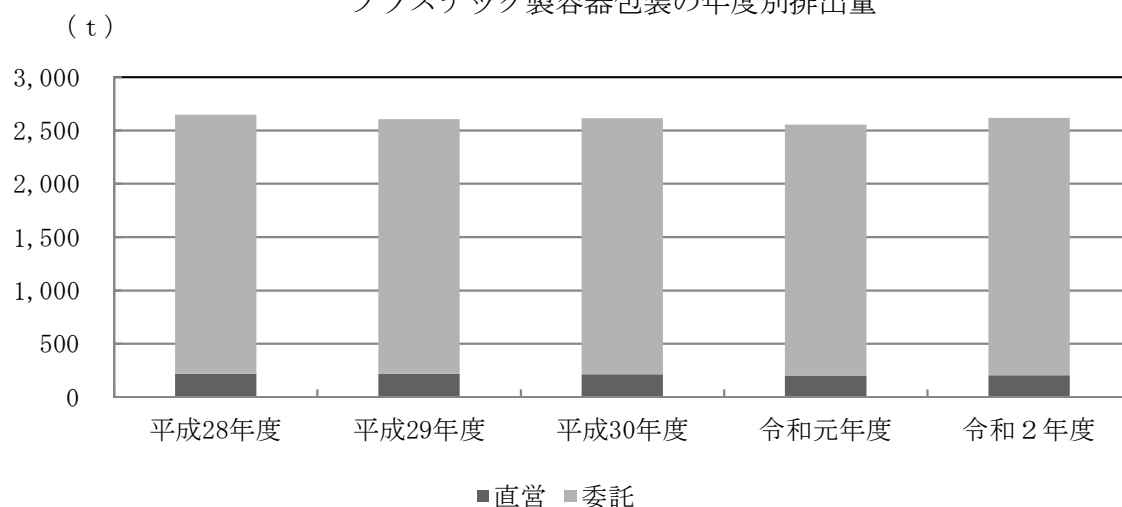
「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴い、モデル地区の収集を経て、平成 14 年 3 月から市内全域を直営及び委託業者 9 社が、無色透明・白色半透明袋で排出されたプラスチック類を、週 1 回のステーション方式で収集しています。

プラスチック製容器包装の年度別排出量

(単位：t)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
直営	219	218	211	199	204
委託	2,428	2,387	2,403	2,354	2,414
総排出量	2,647	2,605	2,614	2,553	2,618

プラスチック製容器包装の年度別排出量

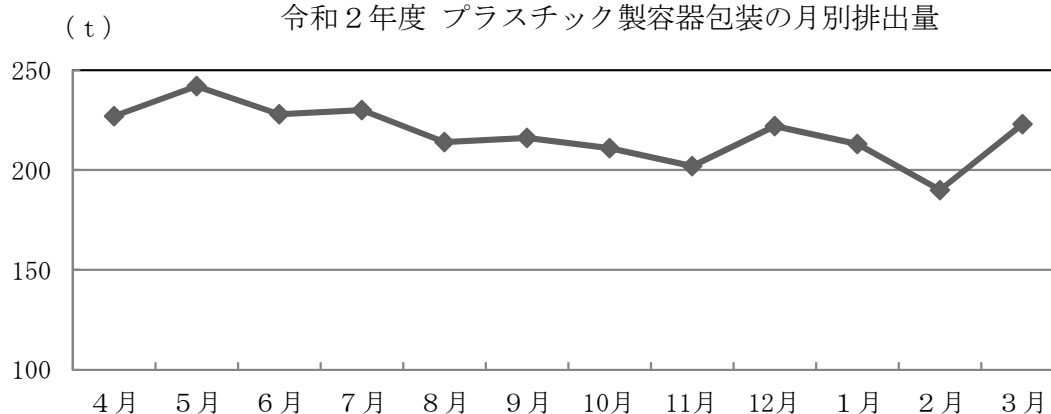


令和 2 年度 プラスチック製容器包装の月別排出量

(単位：t)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
227	242	228	230	214	216	211	202	222	213	190	223	2,618

令和 2 年度 プラスチック製容器包装の月別排出量



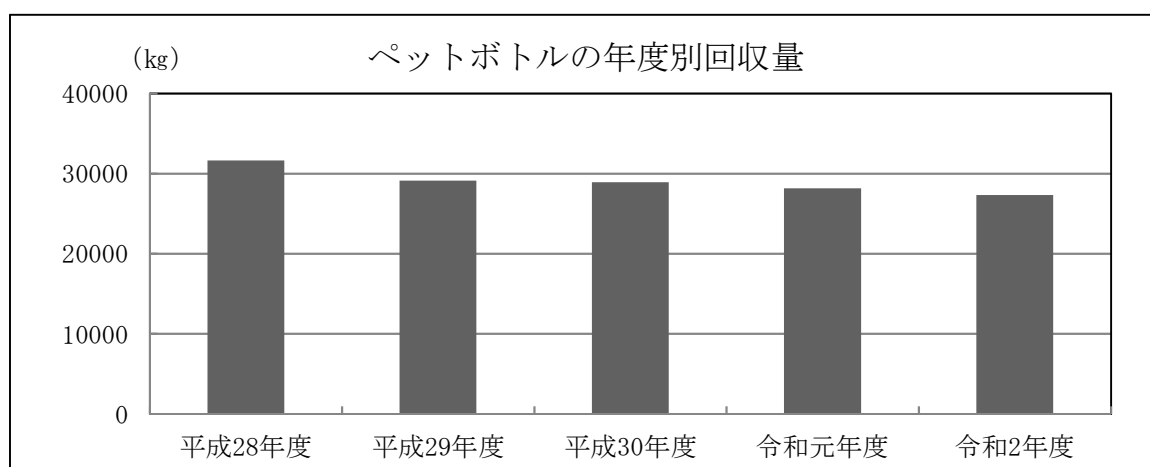
(エ) ペットボトル（拠点回収分）

スーパー等の流通業界の協力のもと、それぞれに拠点を設けて直営で回収を行い、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入しています。平成27年4月より、空きビン・空きカンとペットボトルの混合収集を行っています。

ペットボトルの月別・年度別回収量

(単位：kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	2,320	2,810	2,830	3,270	4,260	3,250	2,840	2,150	2,020	2,040	1,730	2,120	31,640
平成29年度	1,960	2,790	2,640	3,410	3,490	2,950	2,310	2,030	1,860	2,100	1,640	1,940	29,120
平成30年度	2,140	2,320	2,510	3,360	3,820	2,950	2,610	2,010	1,650	2,050	1,620	1,860	28,900
令和元年度	2,050	2,510	2,320	3,070	3,190	3,000	2,440	1,960	1,880	2,120	1,670	1,950	28,160
令和2年度	2,030	2,300	2,660	2,870	3,510	2,720	2,090	1,950	1,740	1,750	1,640	2,060	27,320



ペットボトル回収ボックス設置場所

NO	設置場所	NO	設置場所
1	オークワ岸和田店	13	ライフコーポレーション和泉大宮店
2	オークワ岸和田八田店	14	八阪町会館
3	コープ久米田店	15	八阪町杉乃木保育園横
4	コープ岸和田店	16	都健幸会クリニック横(旧下松クリニック)
5	スーパーサンエー上松店	17	ジョリーパスタ裏
6	スーパーサンエー久米田店	18	保健センター
7	スーパーサンエー東岸和田店	19	天神山地区公民館
8	スーパーサンエーフード田中店	20	山直市民センター
9	スーパーサンエー山直店	21	山滝地区公民館
10	ダイコー岸和田店	22	山滝支所
11	イオン東岸和田店 (令和2年8月末閉店)	23	環境事務所
12	長崎屋岸和田店		

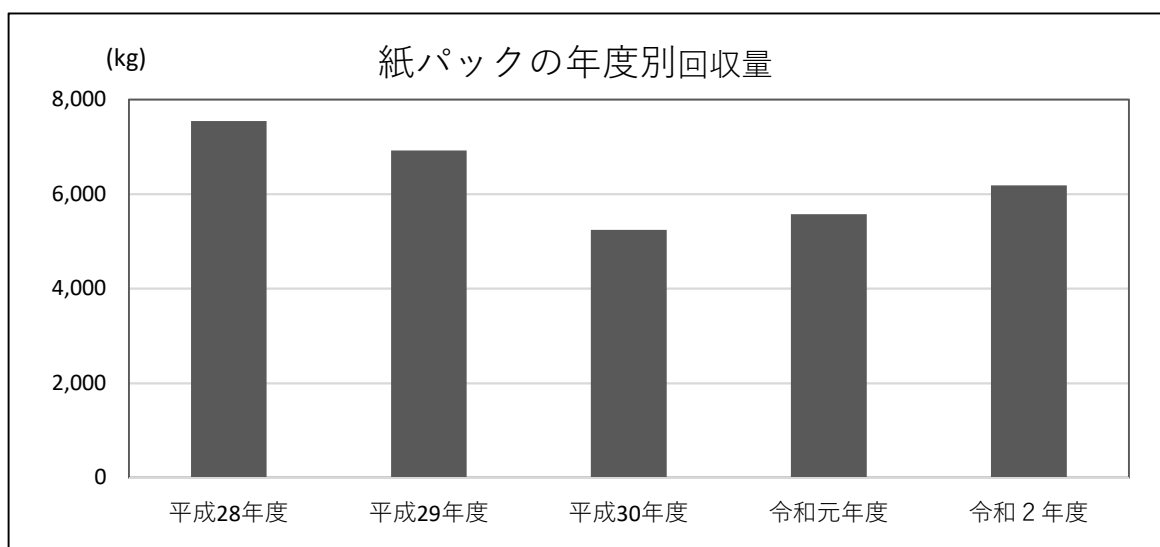
(オ) 紙パック

ごみの減量及び森林資源の保護を図るために、市内のスーパーや公共施設等の協力により専用回収ボックスを設置していただいています。本市が委託により回収した量は下表のとおりです。

紙パックの月別・年度別回収量

(単位：kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	630	570	630	770	770	760	590	490	730	430	460	710	7,540
平成29年度	490	560	700	590	590	1,180	440	460	600	440	380	490	6,920
平成30年度	350	400	460	420	620	470	390	530	390	320	360	530	5,240
令和元年度	430	530	410	440	650	530	460	540	350	460	390	380	5,570
令和2年度	450	570	470	450	590	550	710	440	420	590	470	470	6,180



紙パック回収ボックス設置場所（一部自主回収含む）

NO	設置場所	NO	設置場所	NO	設置場所
1	オークワ岸和田店	9	ダイコー岸和田店	17	コープ岸和田店
2	オークワ岸和田八田店	10	イオン東岸和田店 (令和2年8月末閉店)	18	消費生活センター (産業会館内)
3	コープ久米田店	11	松源岸和田中井店	19	男女共同参画センター
4	スーパーサンエー 上松店	12	松源岸和田西之内店	20	大芝地区公民館
5	スーパーサンエー 久米田店	13	万代岸和田磯上店	21	中央地区公民館
6	スーパーサンエー 東岸和田店	14	万代東岸和田店	22	山滝地区公民館
7	スーパーサンエー フード田中店	15	長崎屋岸和田店	23	保健センター
8	スーパーサンエー 山直店	16	ライフコーポレーション 和泉大宮店	24	環境事務所

(カ) 廃食用油

各町会や廃棄物減量等推進員の協力を得て集められた廃食用油は、(株)レックスに搬入され、セメント製造の補助燃料として再利用されています。

廃食用油の年度別回収量

(単位：kg)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
拠点回収量	10,420	10,750	10,090	10,300	10,432
常設回収量	2,800	1,840	3,530	2,470	2,358
総回収量	13,220	12,590	13,620	12,770	12,790

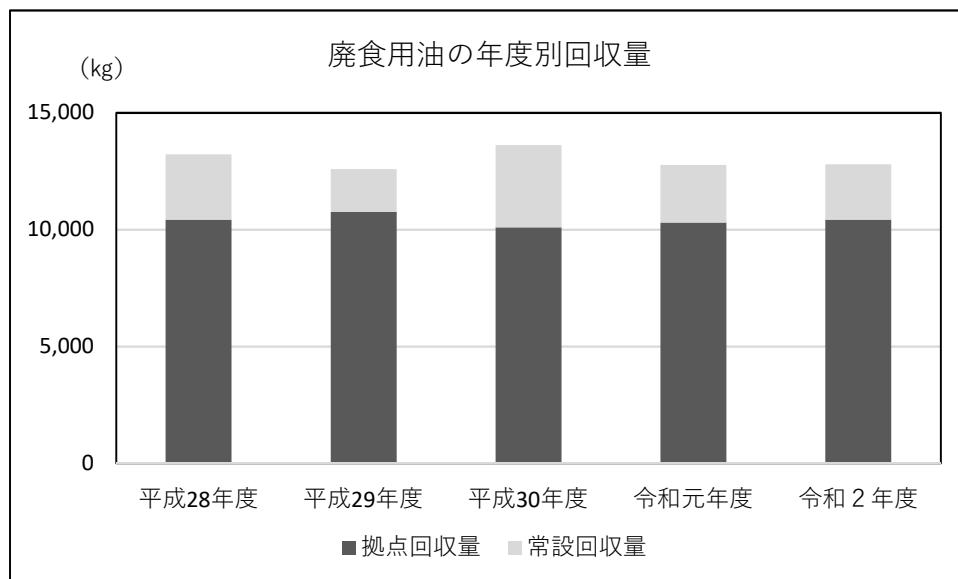
令和 2 年度 廃食用油回収事業拠点回収内訳

(単位：kg)

実施校区名	回 収 量			設置箇所
	上半期	下半期	年 間	
太田・旭	385	427	812	8/9
新条・八木北	364	475	839	5/6
山直北・城東	442	414	856	7/9
大宮・山直南	329	264	593	8/8
光明・天神山	356	292	648	10/10
中央・浜・城内	529	633	1,162	18/20
朝陽・東光	665	469	1,134	9/7
春木・大芝・城北	815	618	1,433	14/15
八木南	655	281	936	8/8
常盤	485	397	882	13/13
修斉・東葛城	401	299	700	11/11
八木	236	201	437	8/8
計	5,662	4,770	10,432	119/124

令和 2 年度 廃食用油回収事業常設回収内訳 (単位 : kg)

町 名	回収量	回収回数	設置箇所
1. 南上町 1 丁目	251	2	1
2. 府営並松住宅	10	1	1
3. 上野町東	53	1	1
4. 三田町	544	3	1
5. 三田町小倉	75	1	1
6. 西之内町	206	2	1
7. 加守町 3 丁目	149	1	1
8. 宮前町	64	1	1
9. 内畑町下出	10	1	1
10. 内畑町沢峯	32	1	1
11. 内畑町辻堂	32	1	1
12. 内畑町西堂	10	1	1
13. 内畑町山口	32	1	1
14. 上・下大沢町	10	1	1
15. 牛滝町	10	1	1
16. 稲葉町	128	1	1
17. 環境事務所	742	1	1
計	2,358	21	17



(キ) 粗大ごみ

一般家庭から出る粗大ごみは、専用電話で申し込みを受付け、品物に該当する金額の「粗大ごみ処理券」を貼って、屋外の指定場所に排出をお願いします、予約制有料戸別収集(平成14年7月以降)となっており、市内全域を直営で収集しています。

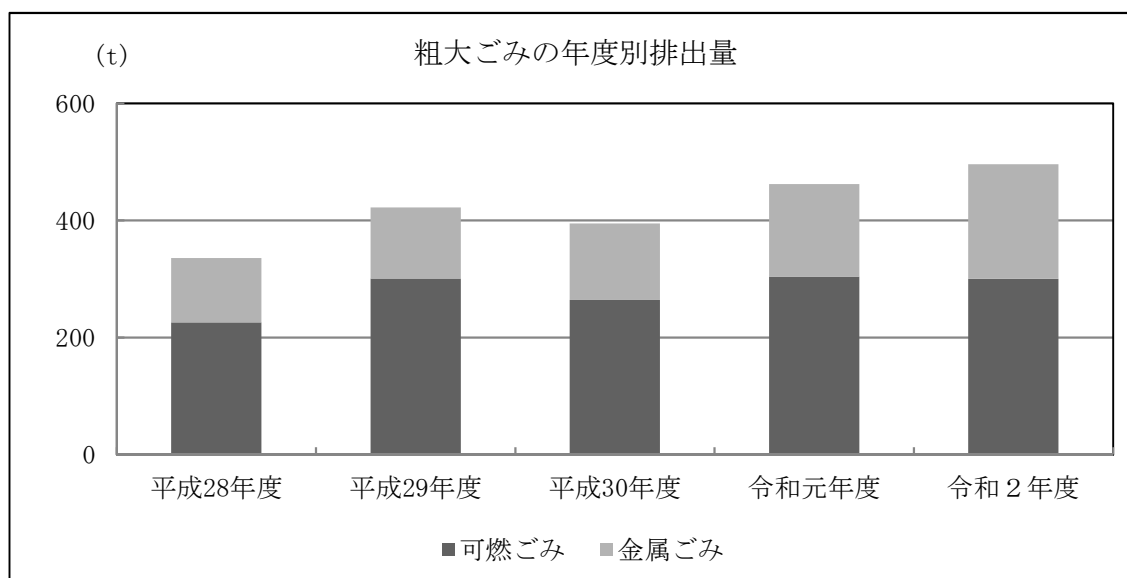
収集できない品物には、タイヤ・バッテリー・建築廃材・消火器・ガスボンベ・危険物・処理が困難なもの・事業所から出るごみ・家電リサイクル法対象品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機)・パソコン(平成15年10月より製造メーカーリサイクル義務)等があります。

料金区分	品目区分
500 円	45 ℓ 袋に収まる量を基準に袋または箱に詰めて 1 個
	3 辺の長さの合計が 3 m 以内のもの 1 個
1,000 円	上記を超えるもの 1 個

粗大ごみの年度別排出量

(単位：t)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
可燃ごみ	226	301	264	304	300
金属ごみ	110	121	131	158	196
総排出量	336	422	395	462	496

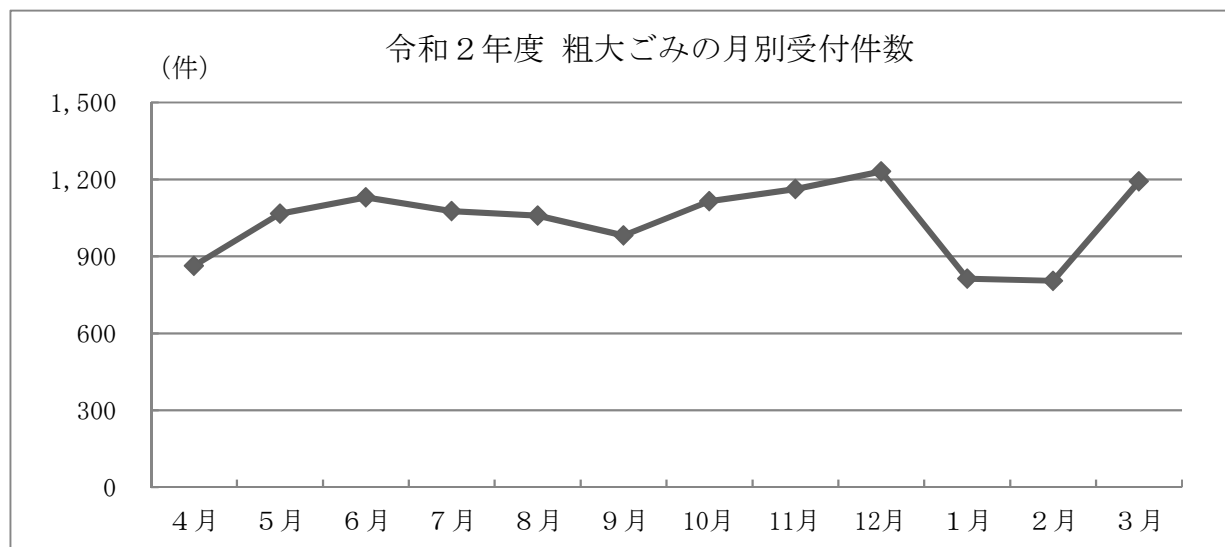
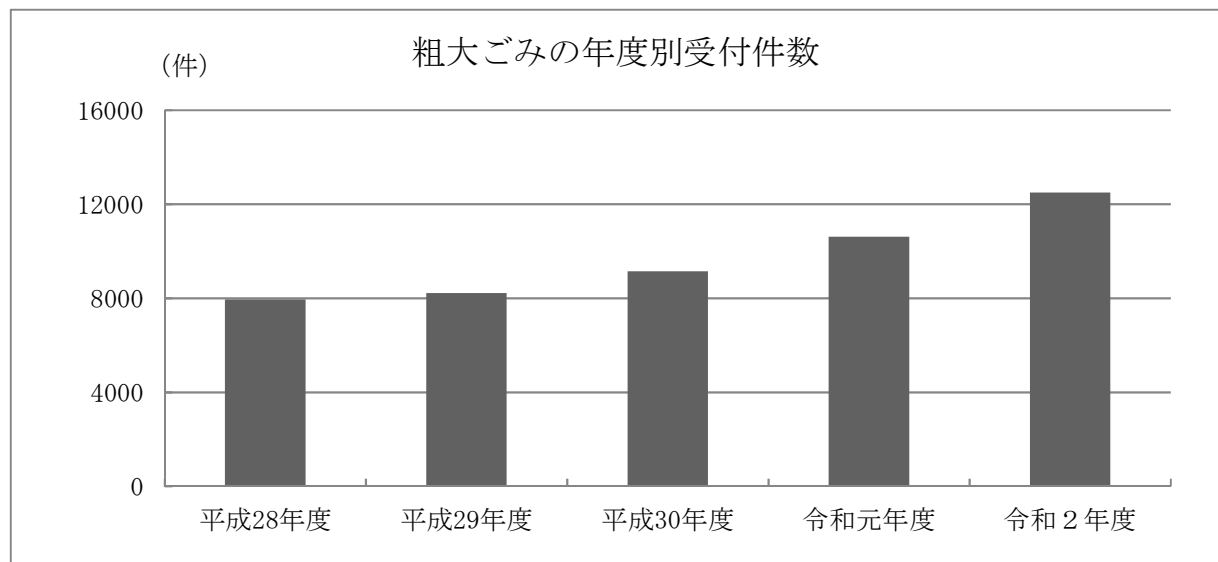


粗大ごみの月別・年度別受付件数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	626	729	659	671	645	579	666	778	910	501	507	677	7,948
平成29年度	573	834	688	693	724	571	675	798	949	506	512	696	8,219
平成30年度	723	819	693	828	753	477	799	929	954	699	678	786	9,138
令和元年度	796	1,016	777	928	814	913	895	1,043	1,134	750	641	903	10,610
令和2年度	863	1,066	1,130	1,076	1,059	982	1,115	1,163	1,231	813	805	1,193	12,496

※ふれあい収集を含む

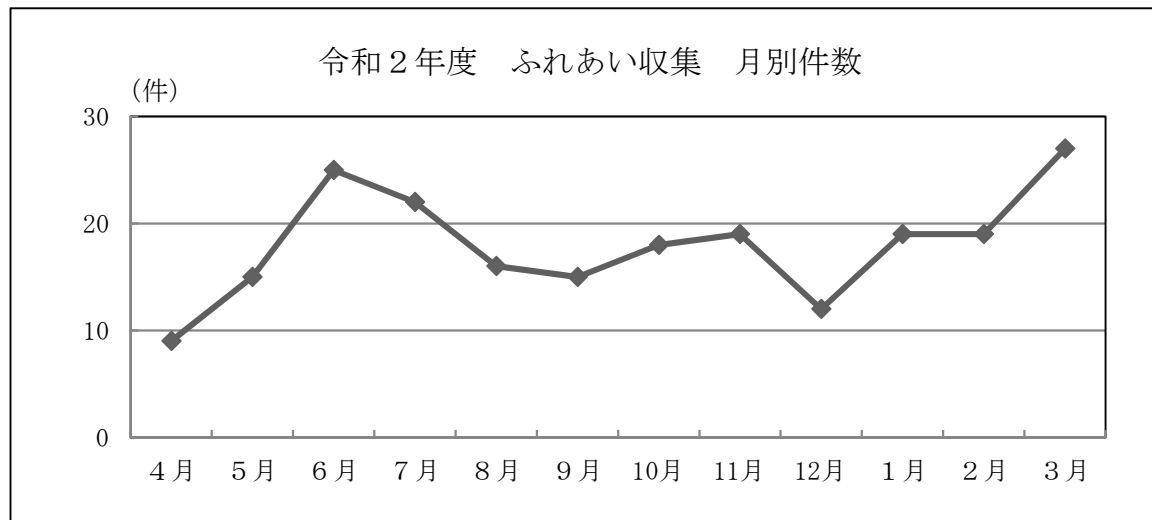


○ふれあい収集（粗大ごみ）

平成 18 年 4 月より、一人暮らしの高齢者（65 歳以上）や一人暮らしの障害者の方などを対象に、職員が直接出向いて屋内から粗大ごみの運び出しをサポートする「ふれあい収集」を開始し、平成 22 年 4 月には、高齢者のみで構成されている世帯、障害者のみで構成されている世帯も含め対象が拡大されました。

粗大ごみ ふれあい収集 月別・年度別件数 (単位:件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
平成 28 年度	10	10	18	17	11	10	14	15	10	16	7	17	155
平成 29 年度	28	19	18	19	17	21	33	27	15	17	14	17	245
平成 30 年度	19	19	23	30	14	10	23	26	14	19	19	20	236
令和元年度	22	26	19	34	13	22	17	24	13	15	13	15	233
令和 2 年度	9	15	25	22	16	15	18	19	12	19	19	27	216



(ク) 埋立ごみ

平成 14 年 5 月からモデル地区での実験回収を経て、平成 15 年 4 月から市内全域で、埋立ごみの分別回収を実施しました。

回収方法は各町会の協力により 2 ケ月に 1 度の日曜日に、町会館、集会所等の指定された場所のコンテナに排出してもらい、月曜日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入しています。その後、大阪沖埋立処分場に運ばれます。

対象品目は茶碗・皿等の陶器類、板ガラス、グラス類、化粧品ビン、電球等です。

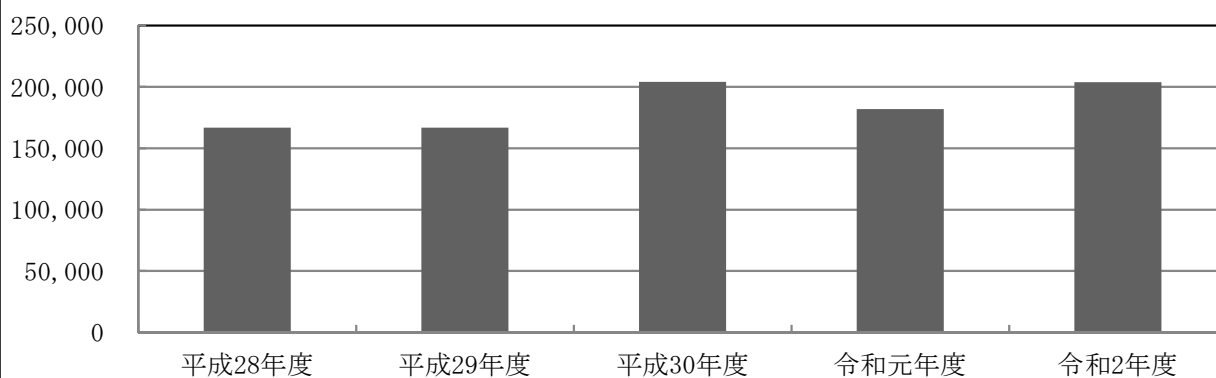
埋立ごみの年度別排出量

(単位 : kg)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
直営	166,650	166,710	203,860	181,770	203,720

埋立ごみの年度別排出量

(kg)



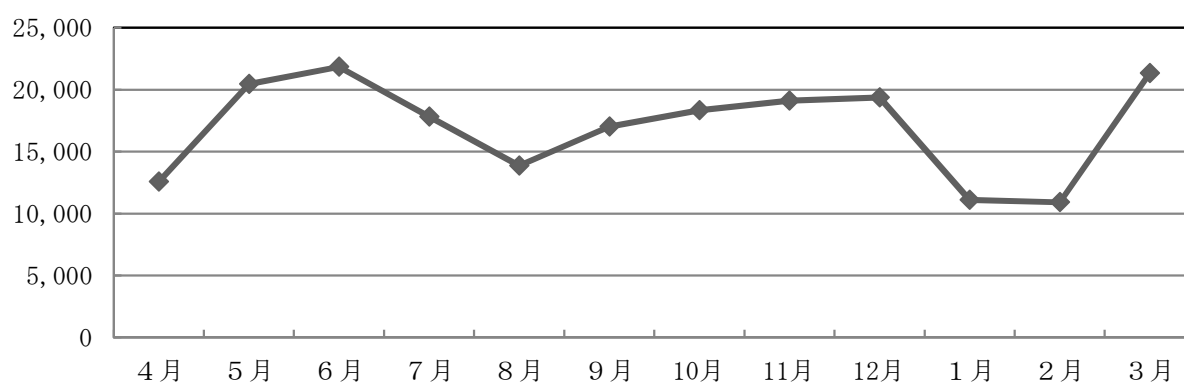
令和 2 年度 埋立ごみの月別排出量

(単位 : kg)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
12,570	20,450	21,840	17,810	13,860	17,020	18,340	19,110	19,370	11,100	10,910	21,340	203,720

令和 2 年度 埋立ごみの月別排出量

(kg)



(ケ) 小さな金属類

平成 18 年 8 月からモデル地区での実験回収を経て、平成 19 年 6 月から市内全域で（一部の町会を除く）小さな金属類の分別回収を実施しました。

回収方法は、埋立ごみと同じ日に別のコンテナに排出してもらい、翌日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入した後、資源化されています。

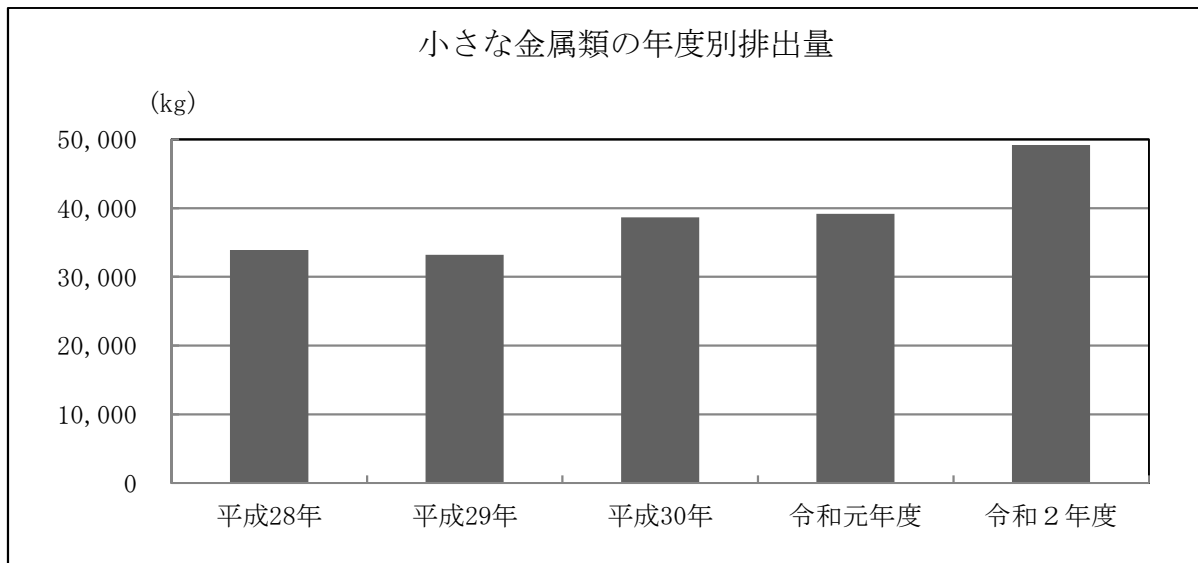
対象品目は、鍋・ヤカン・フライパン・傘・スチールハンガーと長さが 25 c m 以下の金属類（電化製品は除く）です。

小さな金属類の年度別排出量

(単位 : kg)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
直営	33,870	33,190	38,660	39,150	49,160

小さな金属類の年度別排出量

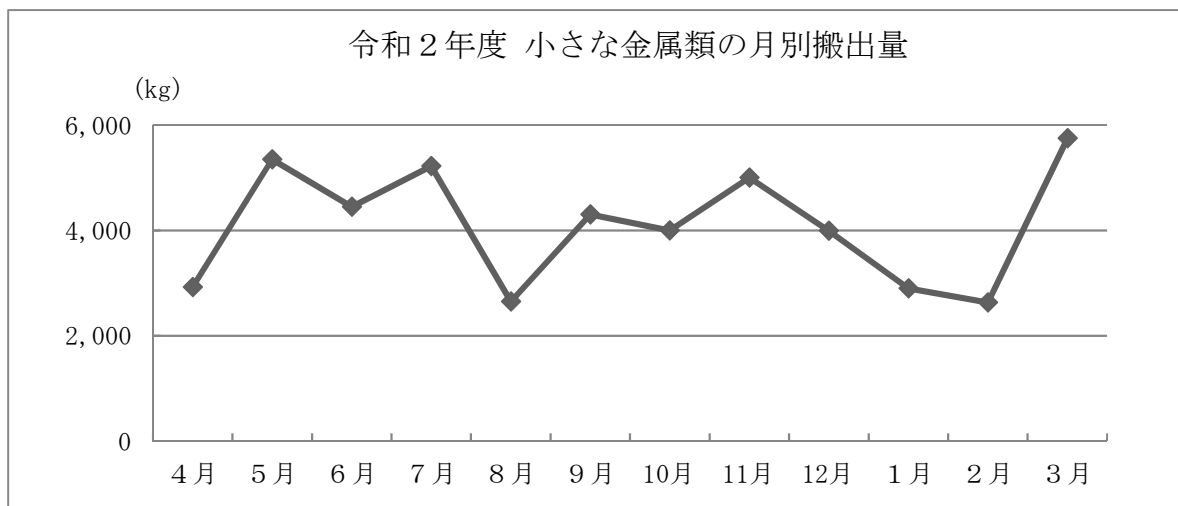


令和 2 年度 小さな金属類の月別排出量

(単位 : kg)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
2,920	5,350	4,450	5,220	2,650	4,300	4,000	5,000	3,990	2,900	2,630	5,750	49,160

令和 2 年度 小さな金属類の月別搬出量



(コ) 廃蛍光管

平成 19 年 4 月から、埋立ごみとして回収していた廃蛍光管の分別回収を実施しました。

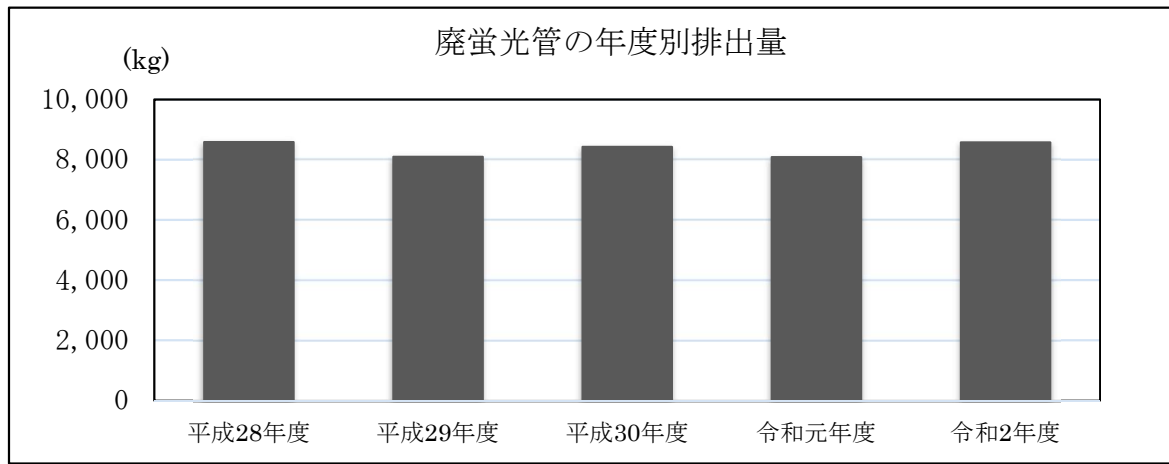
回収方法は、埋立ごみ・小さな金属類と同じ日に別のコンテナに排出してもらい、翌日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入した後、資源化されています。

対象品目は、破損していない廃蛍光管のみです。(破損した廃蛍光管、電球は、埋立ごみになります。)

廃蛍光管の年度別排出量

(単位：kg)

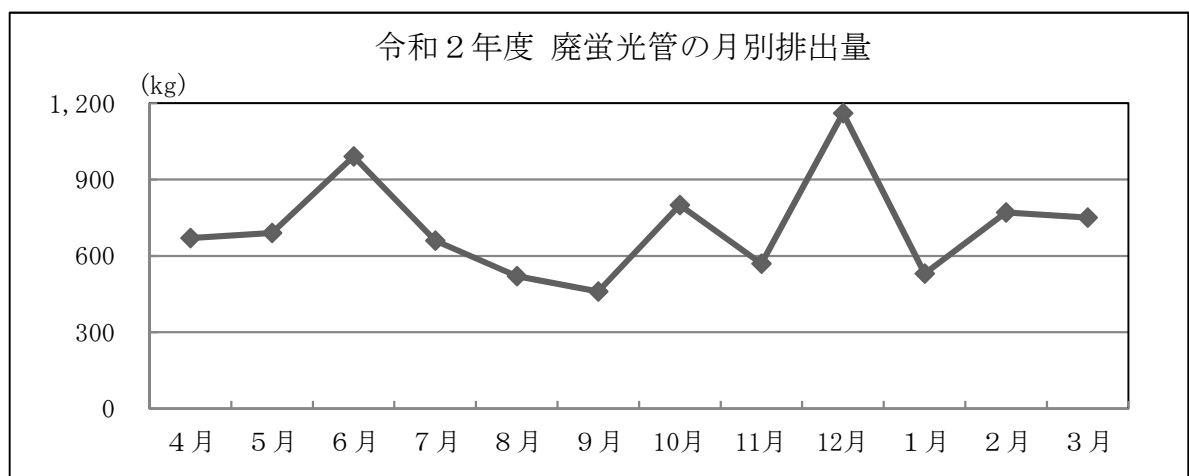
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
直営	8,590	8,100	8,430	8,080	8,570



令和 2 年度 廃蛍光管の月別排出量

(単位：kg)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
670	690	990	660	520	460	800	570	1,160	530	770	750	8,570



(サ) 廃乾電池

市内の町会館、集会所、公民館、スーパー等に回収ボックスを設置し直営で回収しています。回収された廃乾電池は、岸和田市貝塚市クリーンセンターにストックした後、資源化されています。

廃乾電池の年度別収集量

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
20,010	19,010	22,060	20,760	22,260

設置校区	廃乾電池回収ボックス設置場所
中央	堺町会館 北町会館 五軒屋町会館 市立公民館
城内	南上町 1 丁目会館 南上町 2 丁目会館 岸城町南部会館 岸城町北部会館 南町（新会館 会館） ハynesヴェルデ（ごみ置場） 市役所（新館 旧館 別館） 環境事務所
浜	中北町会館 臨海会館管理事務所 大北町新会館老人集会所 中町会館
朝陽	岸和田コーポラス（管理事務所） 光陽地区公民館 ふれあいセンター朝陽 上野町東公民館 ファミリーマート岸和田並松町店 牛ノログラウンド 府営並松住宅集会所 下野町 1 丁目市営住宅集会所 上野町西会館 上野町東公民館 朝陽公民館
東光	野田町会館 福祉総合センター 保健センター 消費者センター（産業会館 3 F） ダイコー岸和田店 藤井町青少年会館 別所町会館
旭	東岸和田市民センター 土生町会館 行遇町集会所 山下住宅町会館 スーパーサンエー東岸和田店
太田	太田町会館 畑町会館 府営土生住宅集会所 極楽寺町公民館 流木町公民館 イオン東岸和田店（令和 2 年 8 月末閉店）
修斉	葛城町会館 葛城地区公民館 オークワ岸和田八田店 真上町公民館 阿間河滝町会館
東葛城	塔原町実行組合 相川町実行組合 河合町会館 神於町実行組合 上白原町公民館
春木	春木市民センター 春木地区公民館 春木団地集会所 春木南浜町会館 春木元町会館 春木泉町会館 春木本町会館 春木大国町会館 春木大小路町会館
大芝	大芝地区公民館 八幡町会館 シェルマンフジ忠岡（磯上町）ごみ置場 松風町会館 磯上町会館 八幡東町集会所 万代岸和田磯上店
新条	松源岸和田中井町店 中井町公民館 若葉ヶ丘町会館 新条地区公民館 星ヶ丘町会集会所
城北	城北地区公民館 スーパーサンエーフード田中店 春木旭町会館 吉井町公民館 旭府営住宅集会所 ビレッジハウス旭
八木北	箕土路青少年会館 下池田町旧会館
八木	スーパーサンエー久米田店 レックスガーデン岸和田（管理室横） 紅葉ヶ丘町集会所 八木市民センター
八木南	池尻町会館 額町会館 松ヶ丘町会館 コープ久米田店 緑ヶ丘町集会所 花田町会館 市立岸和田市民病院
山直北	岡山町青年会場 黄金塚第 1 期（町会館） 黄金塚第 2 期（グリーンベルト） 今木町公民館 岡山町バス停横ごみ置場 三田町公民館 小倉公民館 スーパーサンエー山直店 山直市民センター 田治米町会館
城東	東ヶ丘町会館
山直南	山滝地区公民館 積川町会館 包近町会館 翠ヶ丘町
光明	尾生町公民館 尾生町青年会場 中尾生町公民館 福田町公民館 三ヶ山町掲示板前 光明地区公民館
常盤	星和上松台集会所 上松台東町会館 下松町公民館 八阪町公民館 上松町公民館 門前町公民館 スーパーサンエー上松店 上松緑町 山下町公民館 上松台西町会館 桜台市民センター 岸和田リハビリテーション病院
大宮	宮前町公民館 男女共同参画センター 加守町 1・2・3・4 丁目（会館 集会所） 西之内町公民館 加守第 1 児童遊園 かみでんき 松源岸和田西之内店 杉の湯
山滝	山滝支所 大沢山荘
天神山	天神山地区公民館 天神山 3 丁目ごみ置場 天神山 G 団地ごみ置場 A・B

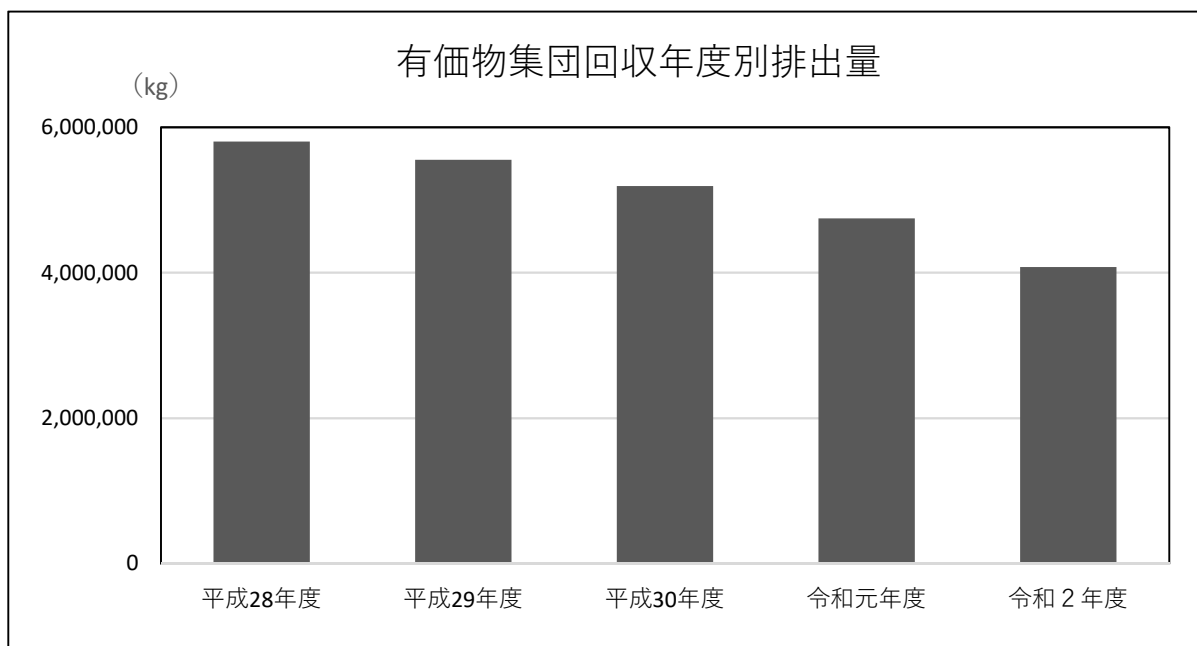
※上記の他に一部の小中学校にも設置してあります。

(シ) 集団回収

平成 3 年 4 月より、ごみの減量及び資源化の促進、ごみ問題に対する市民の意識向上を目的として、集団回収（新聞・雑誌・ダンボール・古布）を自主的に行っている市内の町会、子供会等の団体に対し奨励金（6 円/kg）を交付しています。

有価物集団回収奨励金制度年度別回収実績

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付団体		199	200	198	197	195
実施回数(回)		2,997	3,073	3,142	3,102	3,124
総回収量(kg)		5,802,695	5,551,769	5,192,253	4,744,147	4,074,791
前年度比(%)		93.7	95.7	93.5	91.4	85.9
1 団体当り(kg)		29,159	27,759	26,224	24,082	20,896
回収量内訳(kg)	新聞	3,617,209	3,385,437	3,071,730	2,681,311	2,156,678
	雑誌	880,183	854,232	806,522	773,491	725,286
	ダンボール	1,046,253	1,045,808	1,039,742	1,006,222	1,000,411
	古布	259,050	266,292	274,259	283,123	192,416
奨励金(円)	奨励金合計	34,799,200	33,293,500	31,136,200	28,449,100	24,432,700
	1 団体当り	174,870	166,468	157,254	144,412	125,296



有価物集団回収による実施団体種別回収量

	区分	回収内容				総回収量	実施回数
		新聞	雑誌	ダンボール	古布		
平成 28 年度	町会・自治会	1,332,578	336,109	378,829	96,378	2,143,894	1,177
	子供会	1,597,795	343,888	433,562	109,880	2,485,125	809
	婦人会	262,389	45,340	82,580	22,675	412,984	180
	老人会	222,020	44,639	76,360	17,042	360,061	156
	マンション管理組合	129,499	50,779	34,789	8,389	223,456	476
	青年団	39,230	45,120	24,820	2,420	111,590	23
	その他	33,698	14,308	15,313	2,266	65,585	176
	合 計	3,617,209	880,183	1,046,253	259,050	5,802,695	2,997
平成 29 年度	町会・自治会	1,296,352	339,759	400,507	99,193	2,135,811	1,230
	子供会	1,458,824	325,752	418,380	111,379	2,314,335	775
	婦人会	252,130	46,677	78,570	22,488	399,865	169
	老人会	192,674	35,167	58,628	15,329	301,798	144
	マンション管理組合	117,195	48,927	33,001	7,878	207,001	462
	青年団	37,120	43,700	25,270	2,400	108,490	23
	その他	31,142	14,250	31,452	7,625	84,469	270
	合 計	3,385,437	854,232	1,045,808	266,292	5,551,769	3,073
平成 30 年度	町会・自治会	1,164,411	305,606	369,833	97,082	1,936,932	1,151
	子供会	1,345,085	334,769	445,965	120,933	2,246,752	862
	婦人会	225,970	43,222	78,870	24,300	372,362	183
	老人会	171,347	37,252	65,410	15,383	289,392	145
	マンション管理組合	107,590	43,911	31,746	8,833	192,080	455
	青年団	27,330	31,170	20,410	2,210	81,120	22
	その他	29,997	10,592	27,508	5,518	73,615	324
	合 計	3,071,730	806,522	1,039,742	274,259	5,192,253	3,142
令和 元 年度	町会・自治会	1,006,058	292,518	357,301	103,913	1,759,790	1,246
	子供会	1,174,003	314,934	426,649	121,910	2,037,496	843
	婦人会	198,865	39,004	77,920	26,478	2,052,700	224
	老人会	151,827	35,115	61,200	16,604	264,746	150
	マンション管理組合	95,180	44,996	31,198	9,165	180,539	432
	青年団	28,290	34,440	21,100	2,180	86,010	24
	その他	27,088	12,484	30,854	2,873	73,299	183
	合 計	2,681,311	773,491	1,006,222	283,123	4,744,147	3,102
令和 2 年度	町会・自治会	817,930	274,046	364,697	65,297	1,521,971	1,147
	子供会	936,278	306,839	421,479	89,178	1,753,774	805
	婦人会	165,640	37,770	76,056	19,390	298,856	223
	老人会	123,485	36,118	60,295	10,946	230,844	152
	マンション管理組合	76,314	41,510	31,504	6,887	156,215	444
	青年団	13,050	18,820	14,070	280	46,220	8
	その他	23,981	10,183	32,310	437	66,911	345
	合 計	2,156,678	725,286	1,000,411	192,416	4,074,791	3,124

(単位：kg)

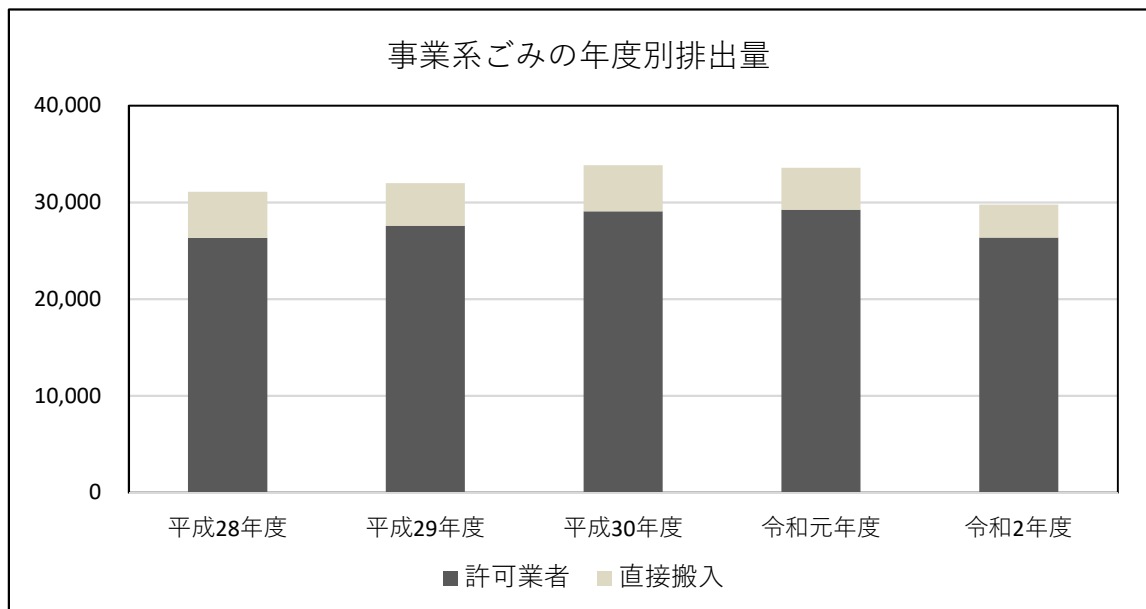
イ 事業系ごみ

事業系ごみの減量にむけ、事業所自らの減量努力と廃棄物の分別を徹底するとともに適正な処理に努め、資源の有効利用推進のため、現在の社会情勢の認識と環境問題を考慮し、事業所自ら実践をしてもらうよう指導、啓発を進めています。

事業系ごみの年度別排出量

(単位：t)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
許可業者	可燃ごみ	25,791	26,913	28,382	28,340	25,711
	ビン・カン	102	98	86	78	67
	粗大ごみ	可燃性	387	509	477	497
		不燃性(金属・セトモノ)	46	39	123	80
		合 計	433	548	799	577
	許可業者総排出量	26,326	27,559	29,068	29,217	26,355
直接搬入	可燃ごみ	4,026	3,629	3,834	3,707	3,061
	ビン・カン	2	2	3	2	1
	粗大ごみ	可燃性	625	712	832	287
		不燃性(金属・セトモノ)	102	56	49	38
		合 計	727	768	637	325
	直接搬入総排出量	4,755	4,399	4,760	4,346	3,387
事業系ごみ総排出量		31,081	31,958	33,828	33,563	29,742



ウ リサイクル事業

(ア) リサイクルボードの管理事業

市民の皆様のご家庭にある不用品をリサイクルする情報交換の場として、リサイクルボードを市内3ヶ所(市役所、山直市民センター、春木市民センター)に設置しています。
令和元年度の各設置場所の利用状況は下記表の通りです。

令和2年度 リサイクルボード利用状況 (単位:件)

	ゆずります	いただきます	小計	
設置場所	申込件数	申込件数	申込件数	成立件数
市役所	12	7	19	9
山直市民センター	1	0	1	1
春木市民センター	13	5	18	15
総合計	26	12	38	25

注) 申し込み件数と成立件数が合致しないのは、掲示期間(1ヶ月)を設定している為、この期間に成立しなかった場合はボードから削除しています。

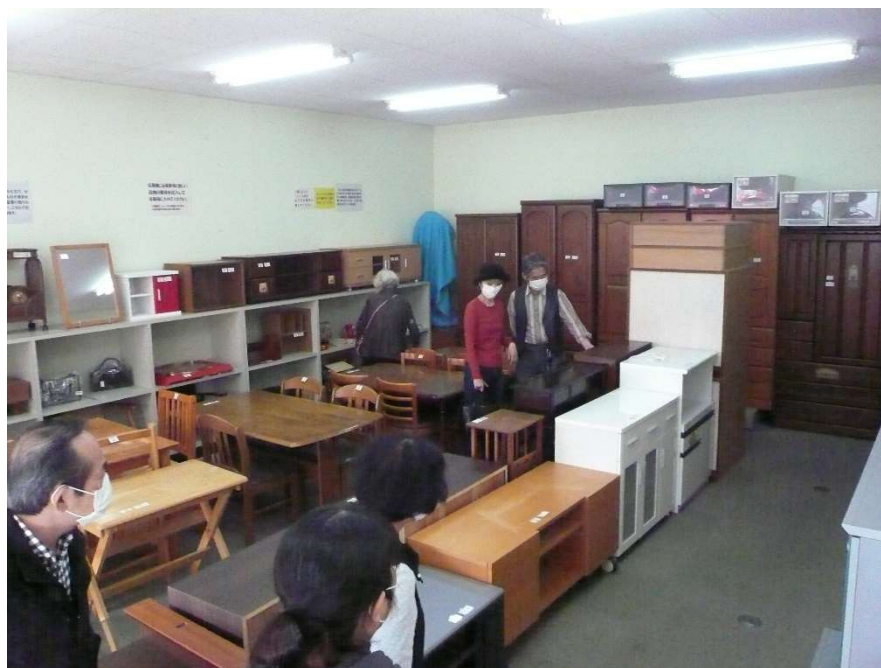
(イ) リユース品(再利用品)無償譲渡会

市民の方から提供のあった家具類、ベビー用品、日用雑貨などを展示し、公開抽選により市民の方に譲渡しました。

第1回 令和2年11月18日(水)～令和2年11月20日(金)

リユース品 208点

来場者 293名



展示場内の様子

(ウ) 家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度

市民のごみ資源化の取組みに対する意識の高揚を図り、地球温暖化の防止並びにごみの再資源化及び減量化の推進に資することを目的として平成23年6月から実施しています。

【補助対象者】

- 1 住民基本台帳に記録があり、現にその住所に居住している方
- 2 申請時に市税を完納していること
- 3 自己の居宅又は、市が適当と認めた場所に設置し、処理機器をその用法に従い、適正に維持管理ができること
- 4 補助対象機器から生成される堆肥等の適正処理が行えること
- 5 5年以内にコンポスト・EMバケツの無償貸与を受けていないこと
- 6 当該補助金の交付を受けてから5年を経過していること

【補助対象となる家庭用生ごみ処理機器及び補助金額】

購入額 2,000 円未満のものは補助の対象とはなりません。

(1世帯1台とします。ただし、EMバケツに限っては2基までとします。)

- ◎ 電源を必要とする処理機器（電動式生ごみ処理機） ※生ごみを砕いたり、焼却するものは除く

処理機器購入費用（消費税及び地方消費税を含む）の1/2を補助、上限を20,000円とする。

※1,000円未満切捨て

※電気設備等の付帯設備に要する費用は除く

- ◎ 電源を必要としない処理器（コンポスト・EMバケツなど）

処理機器購入費用（消費税及び地方消費税を含む）の1/2を補助、上限を3,000円とする。

※100円未満を切捨て

家庭用生ごみ処理機器購入補助金申請実績

	申請件数	申請金額（円）	交付件数	交付金額（円）	備考
平成28年度	17	181,400	17	181,400	
平成29年度	12	213,000	12	213,000	
平成30年度	17	186,000	17	186,000	
令和元年度	15	141,700	15	141,700	
令和2年度	40	477,200	39	475,800	取下げ1件

【内 訳】

	生ごみ処理器補助対象件数 補助金額交付合計（円）	電動式処理機補助対象件数 補助金額交付合計（円）	合計
平成28年度	9 21,400	8 160,000	17 181,400
平成29年度	1 3,000	11 210,000	12 213,000
平成30年度	6 12,000	11 174,000	17 186,000
令和元年度	4 10,700	11 131,000	15 141,700
令和2年度	9 22,800	30 453,000	39 475,800

エ 美化活動

美化活動を実施する前に美化活動支援申込書を提出してもらい、自主的に美化活動を行っていただいております。町会または各種団体等において実施され、指定された場所に排出されたごみについては、直営で収集を行っています。

また、町会の班・組等による小規模な美化活動（ボランティア活動）によって排出されたごみについては、当該町域の普通ごみ回収の日に、家庭から排出される普通ごみと一緒に回収しています。

美化活動の申込件数と収集量

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申込み件数(件)	708	726	701	676	712
収 集 量(kg)	261,540	237,910	249,540	248,780	203,720
※総活動回数(回)	1,146	1,200	1,100	1,054	1,072

※ボランティア活動含む。

オ 家電 4 品目

平成 13 年 4 月 1 日家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行されました。この法律では、家電 4 品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられていますが、岸和田市では法施行後から収集運搬を行っています。

平成 21 年 4 月から家電リサイクル法にテレビ（液晶・プラズマ式）及び衣類乾燥機が追加されました。

家電 4 品目の処分を市に依頼する場合、リサイクル料金を郵便局に振込み、収集運搬手数料（1 台につき 2,000 円）は環境課が徴収し収集運搬しています。

年度別家電 4 品目収集運搬手数料集計

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
品 目	台数	費用(円)	台数	費用(円)	台数	費用(円)	台数	費用(円)	台数	費用(円)
洗濯機及び衣類乾燥機	16	32,000	34	68,000	38	76,000	38	76,000	63	126,000
エアコン	0	0	3	6,000	8	16,000	5	10,000	10	20,000
冷蔵庫及び冷凍庫	24	48,000	46	92,000	47	94,000	55	110,000	60	120,000
テレビ	21	42,000	31	62,000	38	76,000	35	70,000	49	98,000
合 計	61	122,000	114	228,000	131	262,000	133	266,000	182	364,000

（指定引取場所 日本通運㈱）

カ 不法投棄

岸和田市では、不法投棄防止対策として、岸和田市不法投棄等防止対策本部を設置し、南海岸和田駅及び JR 東岸和田駅周辺での街頭啓発、不法投棄防止及び防犯夜間パトロール、不法投棄物合同撤去等を実施しています。

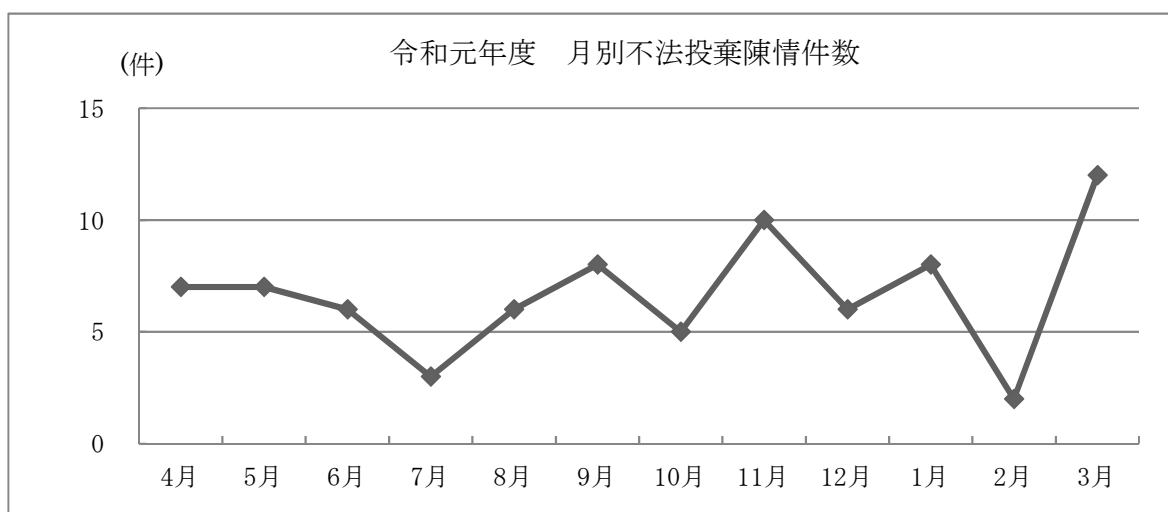
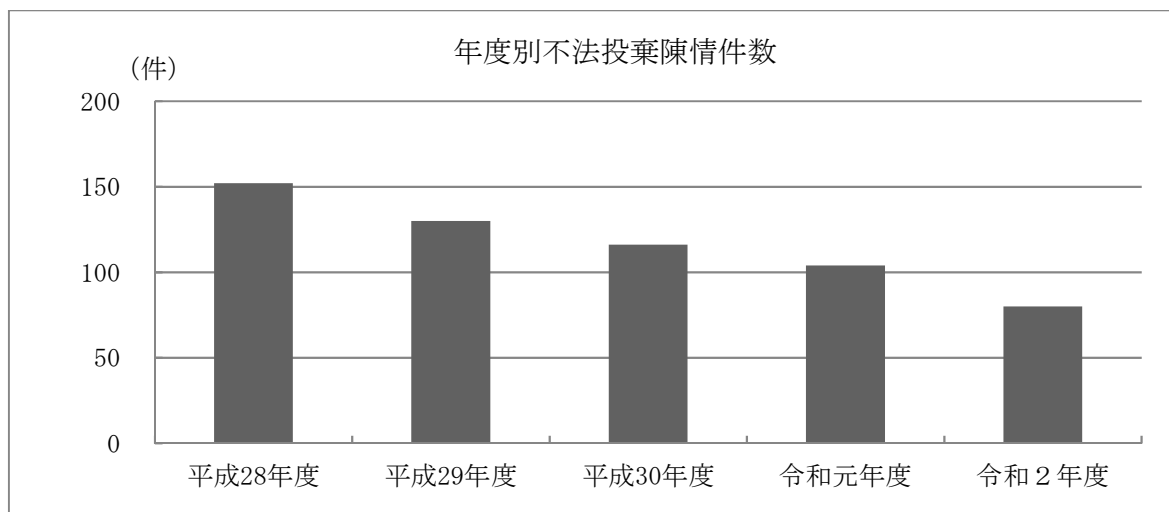
(1) 不法投棄陳情件数

年度別不法投棄陳情件数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成 28 年度	18	14	7	16	10	13	18	7	19	11	7	12	152
平成 29 年度	12	16	15	14	10	11	12	9	6	6	6	13	130
平成 30 年度	11	13	8	16	15	1	8	9	6	12	9	8	116
令和元年度	11	8	13	6	8	7	7	7	11	8	7	11	104
令和 2 年度	7	7	6	3	6	8	5	10	6	8	2	12	80

※その他、市の施設管理課、大阪府、岸和田警察へ直接陳情された件数は含まない。



(2) 岸和田市不法投棄等防止対策本部

ア. 概要

岸和田市不法投棄等防止対策本部は、平成 14 年度に設置された岸和田市不法投棄等防止対策連絡会が岸和田市附属機関条例の一部改正に伴い廃止となり、平成 25 年度より新たに設置されました。

イ. 実施事業

(ア) 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

環境省では平成 19 年度から、不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5 月 30 日（ごみゼロの日）から 6 月 5 日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一斉に実施しています。

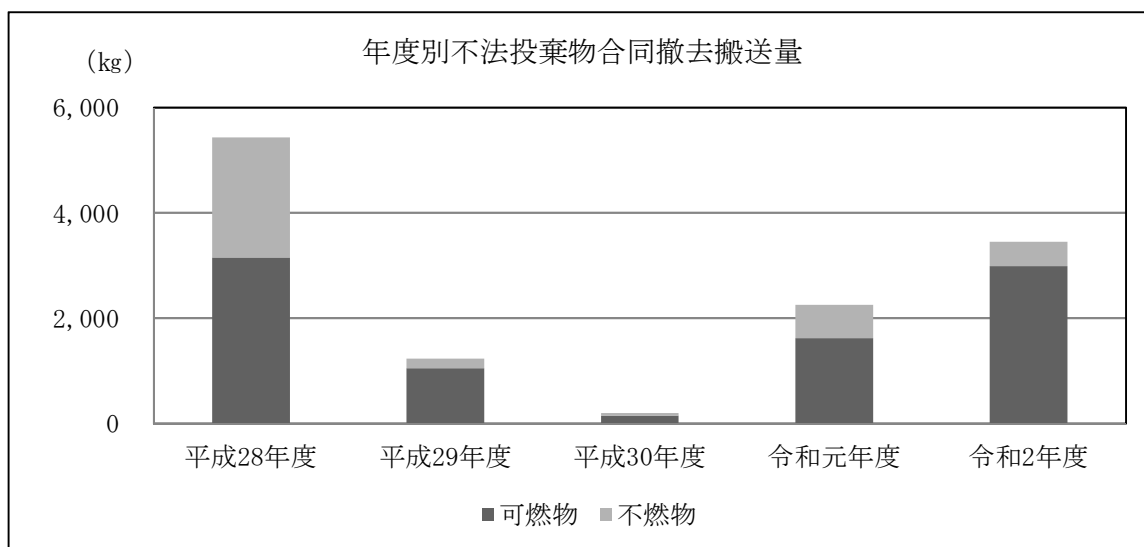
令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動は中止となりました。

(イ) 不法投棄物合同撤去

年度別不法投棄物合同撤去搬送量 (単位：kg)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
可燃物	3, 150	1, 050	150	1, 620	2, 990
不燃物	2, 280	180	50	630	460
合計	5, 430	1, 230	200	2, 250	3, 450

※家電 4 品目、タイヤ等クリーンセンター搬入不可物の重量は含まれない。



(ウ) 不法投棄防止及び防犯夜間パトロール

岸和田市全域を青色パトライト装着車（公用車）により不法投棄防止及び防犯夜間パトロールを、7月、8月の各月1回実施しました。

（実施日）令和2年 7月31日・8月28日

（参加者）延べ14名

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小して実施。

ウ. 組織

岸和田市	総務管財課、自治振興課、危機管理課、産業政策課、農林水産課、都市計画課、建設指導課、市街地整備課、丘陵地区整備課、建設管理課、高架事業・道路整備課、水とみどり課、スポーツ振興課、消防本部予防課、消防本部消防署、環境保全課、廃棄物対策課
------	---

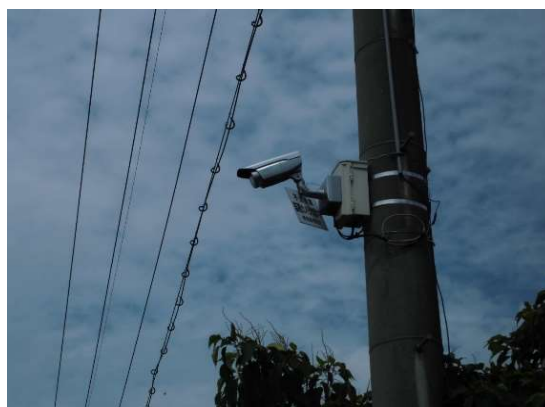
(3) 不法投棄禁止看板の配布及び、不法投棄監視カメラの設置

不法投棄防止対策の一環として町会及び、市民からの設置要望があれば不法投棄禁止看板を配布しています。

また、岸和田市内の不法投棄多発地帯、某所数ヶ所に平成16年5月より不法投棄監視カメラを設置し24時間監視しています。



【不法投棄禁止看板】



【不法投棄監視カメラ】

キ 胞衣・汚物収集運搬

胞衣・汚物収集件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
胞衣（個）	752	723	733	735	686
汚物（個）	56	62	56	40	53

死獣持込受付件数 （ペット扱い）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
犬（匹）	1,027	947	907	867	830
猫（匹）	617	643	659	659	633
うさぎ（羽）	75	77	61	69	70
鳥類（羽）	36	40	22	29	37
ネズミ類 （匹）	40	55	7	83	99
その他	53	50	108	64	78
合 計	1,848	1,812	1,764	1,771	1,747

※ペットについては一体につき手数料 1,000 円必要です。

死獣収集件数 （飼主不明）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
犬（匹）	8	4	6	1	4
猫（匹）	1,015	1,098	1,015	1,079	849
たぬき（匹）	28	34	38	44	70
鳥類（羽）	415	413	371	417	439
いたち科 （匹）	54	33	53	52	43
その他	59	87	73	42	50
合 計	1,579	1,669	1,556	1,635	1,455

※飼主不明の場合、手数料は必要ありません。

ク 一般廃棄物（し尿）処理事業

（ア）概要

し尿くみ取りは、昭和 27 年に市の指定業者として 1 業者が市域の一部、昭和 30 年に許可制となり、5 業者が市内一円のくみ取りを始め、昭和 42 年に 3 業者を新たに許可し、地域指定としました。

助成については、1 人当たり 1 ヶ月 200 円（令和元年 10 月からは 204 円）負担していましたが、平成 20 年 6 月からは、公共下水道等が整備され供用開始から 3 年経過しているくみ取り世帯への助成は、廃止となっています。

※公共下水道等には、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設を含む。

し尿くみ取り手数料

人数制	普通便所	1 人につき 1 ヶ月 435 円
	無臭便所	上記に 1 槽 1 ヶ月 360 円加算
	簡易水洗便所	1 人につき 1 ヶ月 700 円
従量制	一般家庭で便所が 2 ヶ所以上あり、主たる便所 1 ヶ所を除く他の便所	10ℓにつき 70 円
	臨時に申し込みがあったもの	10ℓにつき 90 円 + 2,000 円
	商店、事業所等	10ℓにつき 105 円

※し尿くみ取り手数料は、上記の表により算出した額に消費税 10%を乗じる

し尿くみ取り・浄化槽清掃業許可業者

事業所名	電話番号	所在地
(株)両国設備	072-439-6000	上町 23-8
(株)坂井設備工業所	072-438-4723	下野町 5-14-16
阪南設備工業(株)	072-422-0568	南上町 1-28-5
岸和田設備工業(株)	072-423-0062	並松町 8-17
(有)出口設備工業所	072-444-8761	箕土路町 2-17-4
(有)久米田設備	072-445-9184	小松里町 1128- 1
(株)山本設備	072-445-2062	三田町 209- 1
(株)大八清掃社	072-422-4583	南上町 2-23-23

※浄化槽清掃業については、地域別業者指定はありません。

(イ) し尿の収集運搬、処理

し尿及び浄化槽汚泥については許可業者で収集運搬します。

し尿処理場（天の川浄苑）の運転は昭和 35 年から始まりました。

し尿排出量の実績と推移 (単位：kℓ)

	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
平成 28 年度	17,533	6,086	23,619
平成 29 年度	16,958	6,124	23,082
平成 30 年度	16,377	6,096	22,473
令和元年度	15,397	5,639	21,036
令和 2 年度	14,693	5,725	20,419

し尿処理の状況

	くみ取り人口 (3月末現在)	くみ取り世帯数 (3月末現在)	岸和田市人口 (3月末現在)
平成 28 年度	10,286	5,065	197,629
平成 29 年度	9,942	4,948	196,331
平成 30 年度	6,614	3,258	194,952
令和元年度	6,362	3,174	193,615
令和 2 年度	6,122	3,093	192,160

(ウ) 天の川浄苑におけるし尿及び浄化槽汚泥処理工程



(3) ごみの分別及び資源化
ア ごみの分別収集・回収状況

	形 態	種 別	回収品目等	排 出 等	収集回収等
1	普通ごみ	可燃性ごみ	燃やせるごみ	ステーション (指定曜日)	週 2 回 (祝日も収集)
2	空きビン 空きカン ペットボトル	空きビン 空きカン ペットボトル	空きビン・空きカン ペットボトル	ステーション (指定曜日)	週 1 回 (祝日も収集)
3	プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	ステーション (指定曜日)	週 1 回 (祝日も収集)
4	粗大ごみ	可燃性 粗大ごみ 不燃性 粗大ごみ	電化製品、家具類 「大型ごみ」	電話で申込・各戸収集	随時
5	埋立ごみ	埋立ごみ	陶器類・電球・化粧品 のビン	町会館・集会所等	2ヶ月に1回
6	小さな金属類	不燃性 粗大ごみ	なべ・やかん・フライ パン・傘 25cm 以下の金属類 (電化製品は除く)	町会館・集会所等	2ヶ月に1回
7	廃蛍光管	廃蛍光管	破損してない物	町会館・集会所等	2ヶ月に1回
8	紙パック	紙パック	紙パック	拠点回収 (排出は随時)	
9	廃乾電池	廃乾電池	廃乾電池	拠点回収 (排出は随時)	
10	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	拠点回収 (店頭回収) ステーション (指定曜日)	拠点は随時 ステーションは 週 1 回
11	廃食用油	廃食用油	廃食用油	拠点回収 (年 2 回指定する日) ※一部常設	年 2 回
12	集団回収	古紙	ダンボール等と新聞、雑 誌、古布 (古布については回収して いない団体もあります)	各地域の実施団体で 日時、場所指定	各地域の実施団体
		白色の発泡スチ ロール製食品ト レー	白色の 発泡スチロール製食品トレー	(各流通販売店) 各流通販売店で引き 続き回収を推進して もらう。	各流通販売店、 自主回収の推進

収集形態 12 形態 13 種分別

イ 資源物の行き先

	品名		排出方法	回収方法	集積場所	行先	再資源化 (リサイクル)
2	空きカン	アルミ	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	大栄環境(株) 西川商工(株)	アルミ製品、 鉄製品に再生化
		スチール				安田金属工業(株) 貝塚工場	
	空きビン	酒 ビール	業者引き取り等	⇒	⇒	酒、ビール 関係メーカー	酒、ビール用の ビンに再利用
		その他の ビン類	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	(協)大阪再生資源 協会近代化協議会 (株)タカハシ	ビンに再生化タ イル、ブロック 等の原料に再利 用
3	プラスチック製 容器包装		ステーション	市直営 委託業者	関西リサイクル 環境事業 協同組合	JFEプラ リソース(株)	再生樹脂や建 築・園芸用資 材。擬木等のプ ラスチック製 品に再生品
4	(粗大ごみ 金属)	アルミ	申込制 各戸回収	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	なし	アルミ製品、鉄 製品に再生化
		スチール				日本興商(株) (有)福商リサイクル	
		その他				安田金属工業(株) 貝塚工場	
6	属小 類さ な金	アルミ	町会館、 集会所等で回収	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	なし	
		スチール				日本興商(株) (有)福商リサイクル	
7	廃蛍光管 (破損してない物)		町会館、 集会所等で回収	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	野村興産(株)	ガラス、水銀等 に再利用
8	紙パック類		量販店・ 公共施設	委託業者	廃棄物対策課	愛媛パルプ 協同組合	ティッシュ、トイ レットペーパー 等に再生化
9	廃乾電池		回収 BOX 設置	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	JFE 条鋼(株)	熔融処理後、鉄鋼 製品等に再利用
10	ペットボトル		ステーション 回収 BOX 設置	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	(財)日本容器包装 リサイクル協会 ウツミリサイクル (株)	卵、フルーツ等 の食品容器
11	廃食用油		拠点回収 (年2回指定する日) 一部常設	委託業者	廃棄物対策課 ケーシーエス(株)	(株)レックスRF	セメント製造 時の補助燃料
12	新聞 雑誌類 ダンボール 布類		集団回収 町会、子供会、婦人 会、老人会等の団体が 日時、場所を定め実施	再生資源 回収業者	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	再生加工業者 (工場)	再生紙、新聞紙、 トイレットペー パー等に再製品 化
	トレー		販売店 回収 BOX 設置	販売店	販売店	再生加工業者 (工場)	再製品化

(4) 年度による対比

(単位: kg)

区分/年度			平成30年度	令和元年度	令和2年度	比較(30・元)		比較(元・2)	
一般家庭ごみ	a	1. 普通ごみ	30,436,420	28,433,800	28,479,040	△ 2,002,620	-6.58%	45,240	0.16%
		ア 直営	4,381,350	2,518,460	2,524,510	△ 1,862,890	-42.52%	6,050	0.24%
		イ 直営(美化等)	278,580	281,620	233,170	3,040	1.09%	△ 48,450	-20.78%
		ウ 委託	25,776,490	25,633,720	25,721,360	△ 142,770	-0.55%	87,640	0.34%
	b	2. 空きビン・カン・ペットボトル	2,087,490	2,049,240	2,158,170	△ 38,250	-1.83%	108,930	5.05%
		ア 直営	165,760	165,340	180,740	△ 420	-0.25%	15,400	8.52%
		イ 直営(美化等)	4,410	3,570	2,810	△ 840	-19.05%	△ 760	-27.05%
		ウ 委託	1,917,320	1,880,330	1,974,620	△ 36,990	-1.93%	94,290	4.78%
		3. プラスチック製容器包装	2,614,170	2,553,560	2,618,120	△ 60,610	-2.32%	64,560	2.47%
		ア 直営	211,040	198,950	204,330	△ 12,090	-5.73%	5,380	2.63%
		イ 委託	2,403,130	2,354,610	2,413,790	△ 48,520	-2.02%	59,180	2.45%
		4. ペットボトル(直営)	28,900	28,160	27,320	△ 740	-2.56%	△ 840	-3.07%
		ア 直営	28,900	28,160	27,320	△ 740	-2.56%	△ 840	-3.07%
		イ 委託							
		5. 紙パック(委託)	5,240	5,570	6,180	330	6.30%	610	9.87%
		6. 廃食用油(委託)	13,620	12,770	12,790	△ 850	-6.24%	20	0.16%
	c	7. 粗大ごみ	824,460	462,080	496,170	△ 362,380	-43.95%	34,090	6.87%
		ア 直営・委託(可燃性)	512,060	303,810	299,790	△ 208,250	-40.67%	△ 4,020	-1.34%
		イ 直営・委託(金属)	312,400	158,270	196,380	△ 154,130	-49.34%	38,110	19.41%
	d	8. 埋立ごみ(直営)	328,990	181,770	203,720	△ 147,220	-44.75%	21,950	10.77%
9. 小さな金属(直営)		39,910	40,590	50,850	680	1.70%	10,260	20.18%	
e	10. 廃蛍光管(直営)	8,430	8,080	8,570	△ 350	-4.15%	490	5.72%	
	11. 廃乾電池(直営)	22,060	20,760	22,260	△ 1,300	-5.89%	1,500	6.74%	
f	12. 直接搬入量	2,446,870	2,363,710	2,437,430	△ 83,160	-3.40%	73,720	3.02%	
g	13. 集団回収(新聞・雑誌・ダンボール等)	5,192,253	4,744,147	4,074,791	△ 448,106	-8.63%	△ 669,356	-16.43%	
A. 家庭ごみ 計(1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13)		44,048,813	40,904,237	40,595,411	△ 3,144,576	-7.14%	△ 308,826	-0.76%	
比 率(A÷17)		56.56%	54.93%	57.72%					
事業系ごみ	14. 許可業者搬入量		29,067,800	29,216,390	26,354,850	148,590	0.51%	△ 2,861,540	-10.86%
	a	ア 可燃ごみ	28,381,660	28,339,680	25,711,110	△ 41,980	-0.15%	△ 2,628,570	-10.22%
	b	イ ビン・カン	86,440	77,980	67,270	△ 8,460	-9.79%	△ 10,710	-15.92%
	c	ウ 粗大ごみ	599,700	798,730	576,470	199,030	33.19%	△ 222,260	-38.56%
	f	15. 直接搬入量	4,759,830	4,346,480	3,387,240	△ 413,350	-8.68%	△ 959,240	-28.32%
	B. 事業系 計(14+15)		33,827,630	33,562,870	29,742,090	△ 264,760	-0.78%	△ 3,820,780	-12.85%
	比 率(B÷17)		43.44%	45.07%	42.28%				
16. 清掃工場搬入量		70,051,160	67,151,060	63,625,620	△ 2,900,100	-4.14%	△ 3,525,440	-5.54%	
17. 総排出量		77,876,443	74,467,107	70,337,501	△ 3,409,336	-4.38%	△ 4,129,606	-5.87%	
18. 岸和田市の人口(人)		195,639	194,316	193,059	△ 1,323	-0.68%	△ 1,257	-0.65%	
19. 岸和田市の世帯数(世帯)		87,093	87,841	88,399	748	0.86%	558	0.63%	

a 可燃ごみ b 資源ごみ c 粗大ごみ d 不燃ごみ e その他ごみ f 直接搬入ごみ g 集団回収

4 害虫駆除

(1) 害虫駆除薬散布器材の貸出

毎年、5月～7月にかけて、申請のあった町内会及び各種団体に、実施に伴う薬剤及び、器材の貸出をし、害虫駆除が行われています。

害虫駆除薬散布器材申込件数					(単位：件)
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申込総数	95	96	91	96	10

- ・貸出器材 希釈用桶（100ℓ）・じょうろ・ひしゃく・じょうご・計量カップ
- ・貸出薬剤 レナトップ（乳剤・医薬部外品）

(2) 害虫駆除の問い合わせ

公共施設、公園、側溝、水路などへの衛生害虫、樹木害虫、不快害虫を対象にした駆除等の相談を行っています。（駆除業者の紹介）

害虫駆除問い合わせ件数					(単位：件)
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
年間件数	37	48	31	31	10
種 類 別 内 訳					
蚊、ユスリカ	3	4	3	1	0
セアカゴケグモ	32	39	30	30	10
その他	2	5	1	0	0
合 計	37	48	31	31	10

(3) ねずみ駆除薬配布

ねずみ駆除強調月間として2月に駆除薬の配布を行っています。

駆除薬配布以外に5月～7月にかけて各団体（町会、自治会、市青協等）が害虫駆除薬剤散布も行っています。

駆除薬配布件数					(単位：件)
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ゴキブリ駆除薬	291	265	301	318	—
ねずみ駆除薬	54	43	40	41	46

※令和2年度よりゴキブリ駆除薬の配布事業は廃止になりました。

5 環境教育の推進

(1) 環境フェア

平成4年に、市制施行70周年記念事業の一環としてリサイクルフェアを開催したのが始まりで、以後も環境フェアとして毎年11月上旬に実施してきました。

平成14年からは、産業フェアと同時開催することで大勢の市民の方が来場され、より一層環境に対しての関心も深まってきていると考えています。

平成22年からは、環境月間である6月にあわせて、本市の公民協働による環境まちづくりを推進するため、多様な事業主体による一体的かつ集中的な協働の取組みとして、環境フェアを開催しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止となりました。

(2) 岸和田・貝塚3Rふれあいフェア

岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市クリーンセンターの合同イベントとして、令和2年7月に「岸和田・貝塚3Rふれあいフェア」が開催を予定していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止となりました。

(3) 出前講座

岸和田市のごみの現状やごみの分別、3Rの推進運動などのテーマで出前講座を開催しています。主な出前講座は、生涯学習課に登録している内容で、各種団体（教育学級、高齢者大学等）の依頼を受け、講師を派遣しています。

その他、小中学校からは総合学習の依頼での出前講座も行っています。

令和2年度 活動内容

日付	団体	参加人数	講座内容	場所
令和2年11月25日	岸和田女性会議	6	ごみの分別について	岸和田市立 男女共同参画センター

6 市民の環境活動等

(1) まちを美しくする市民運動推進協議会

ア 団体の概要

まちを美しくする市民運動推進協議会は、昭和 53 年 6 月に市民及び各種市民団体による、自主的かつ積極的な生活環境の浄化のための運動を推進することを目的として結成されました。

イ 活動の状況

美化啓発、青少年育成、緑化推進の 3 部会において、自主的に各部会の目的にそって市民ぐるみの運動を実施しています。

ウ 実施事業

(ア) 標語・ポスターの募集、審査、展示、表彰

募集期間：令和 2 年 8 月 1 日～9 月 2 日

応募数：638 作品（標語 239 作品・ポスター 399 作品）

審査：1 次審査で標語 20 作品、ポスター 40 作品を入選作品として選出
2 次審査で入選作品から市長賞、議長賞等の特別賞を選出

展示：令和 2 年 10 月 1 日～10 月 6 日（ラパーク岸和田 1 階）

令和 2 年 12 月 1 日～12 月 8 日（岸和田市役所 本庁玄関前）

表彰：令和 2 年 11 月 14 日（岸和田市立福祉総合センター）

標語 20 名、ポスター 40 名

(イ) 善行者の表彰

募集期間：令和 2 年 8 月 1 日～9 月 2 日

表彰：令和 2 年 11 月 14 日（岸和田市立福祉総合センター）

個人 5 名、団体 4 団体

(ウ) 美化・青少年育成・緑化推進運動実施強調期間

期間：令和 2 年 8 月 29 日～10 月 11 日

事業：町会、自治会及び本協議会構成団体へ公共場所の清掃活動の協力依頼

(エ) きれいな岸和田大作戦

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

まちを美しくする市民運動推進協議会（参加団体）

岸和田市町会連合会	岸和田防犯協議会
岸和田市青少年指導員協議会	岸和田貝塚小売酒販組合
岸和田市青年団協議会	大阪国道事務所南大阪維持出張所
岸和田市P T A協議会	岸和田市小・中学校生活指導研究協議会
岸和田市こども会育成連絡協議会	大阪トヨペット株式会社U-C a r ランド岸和田店
岸和田少年補導補助員連絡会	岸和田自転車軽自動車組合
岸和田商店街連合会	岸和田港振興協会
岸和田ボーイスカウト育成会	いずみの農業協同組合
ガールスカウト大阪府連盟第78団	岸和田市林業活性化協議会
岸和田ライオンズクラブ	岸和田商工会議所
岸和田中央ライオンズクラブ	公益社団法人岸和田青年会議所
岸和田千亀利ライオンズクラブ	大阪府泉州農と緑の総合事務所
岸和田シニアライオンズクラブ	岸和田造園緑化協同組合
岸和田コスモスライオンズクラブ	一般財団法人岸和田市公園緑化協会
岸和田東ロータリークラブ	大阪府岸和田土木事務所
岸和田南ロータリークラブ	大阪府岸和田警察署
岸和田ロータリークラブ	岸和田市
岸和田女性会議	

(2) 岸和田市廃棄物減量等推進員

ア 団体の概要

廃棄物減量等推進員制度は、平成6年「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」及び「岸和田市廃棄物減量等推進員設置要綱」に基づき地域のリーダー的役割を果たし、市民と市のパイプ役を担っていただくために設置しました。

イ 令和2年度 推進員構成

各町会（自治会）推薦	348 名
公募	1 名
総数	349 名

ウ 主な活動

1. 地域におけるごみの減量化、リサイクルの推進並びにごみの適正な排出等の指導啓発に関すること。
 - (1) 地域内のごみの減量と家庭ごみの分別指導。
 - (2) 有価物集団回収の指導及び協力の呼びかけ。
 - (3) コンポスト等の生ごみ堆肥化の普及と指導。
 - (4) 廃食用油回収の指導及び、協力の呼びかけ。
 - (5) 埋立てごみ、小さな金属類の分別指導。
 - (6) 再生品（トイレットペーパー等）の購入の呼びかけ。
2. ごみの不法投棄防止のための市への協力等に関すること
 - (1) 地域内の不法投棄について市と連絡を密にして防止対策等への協力。
3. ごみの収集、処理等に関する意見及び情報の提供に関すること。
4. その他
 - (1) 地区別研修会 令和2年7月19日（日）～令和2年8月7日（金）
10地区開催 参加者 140名
 - (2) ごみ処理関連施設視察研修会
新型コロナウイルス感染状況により開催中止

(3) 違法屋外広告物追放登録員

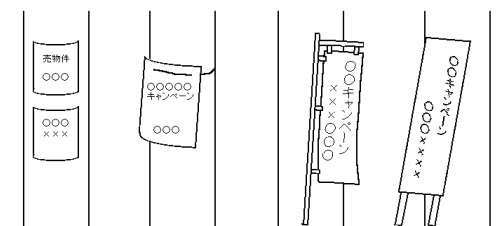
ア 団体の概要

この制度は、屋外広告物法第7条第4項ただし書き並びに大阪府屋外広告物条例第26条に基づく市長の権限の一部を、市長が認定した「岸和田市違法屋外広告物追放登録員」に委任することで、住民と市が一体となり地域の美観を維持するとともに、違法屋外広告物追放の啓発推進をまちぐるみで取り組むことを目的としています。

イ 登録員が除却できる看板類

除却できるものは、法で定めるはり紙、はり札等・広告旗・立看板等（これらを支える台を含む）で道路上の禁止物件（街路樹・電柱・道路標識・ガードレール等）に掲出されたもの。

イラストイメージ



ウ 令和2年度 登録団体数及び登録員数

登録団体	登録員
8 団体	578 人

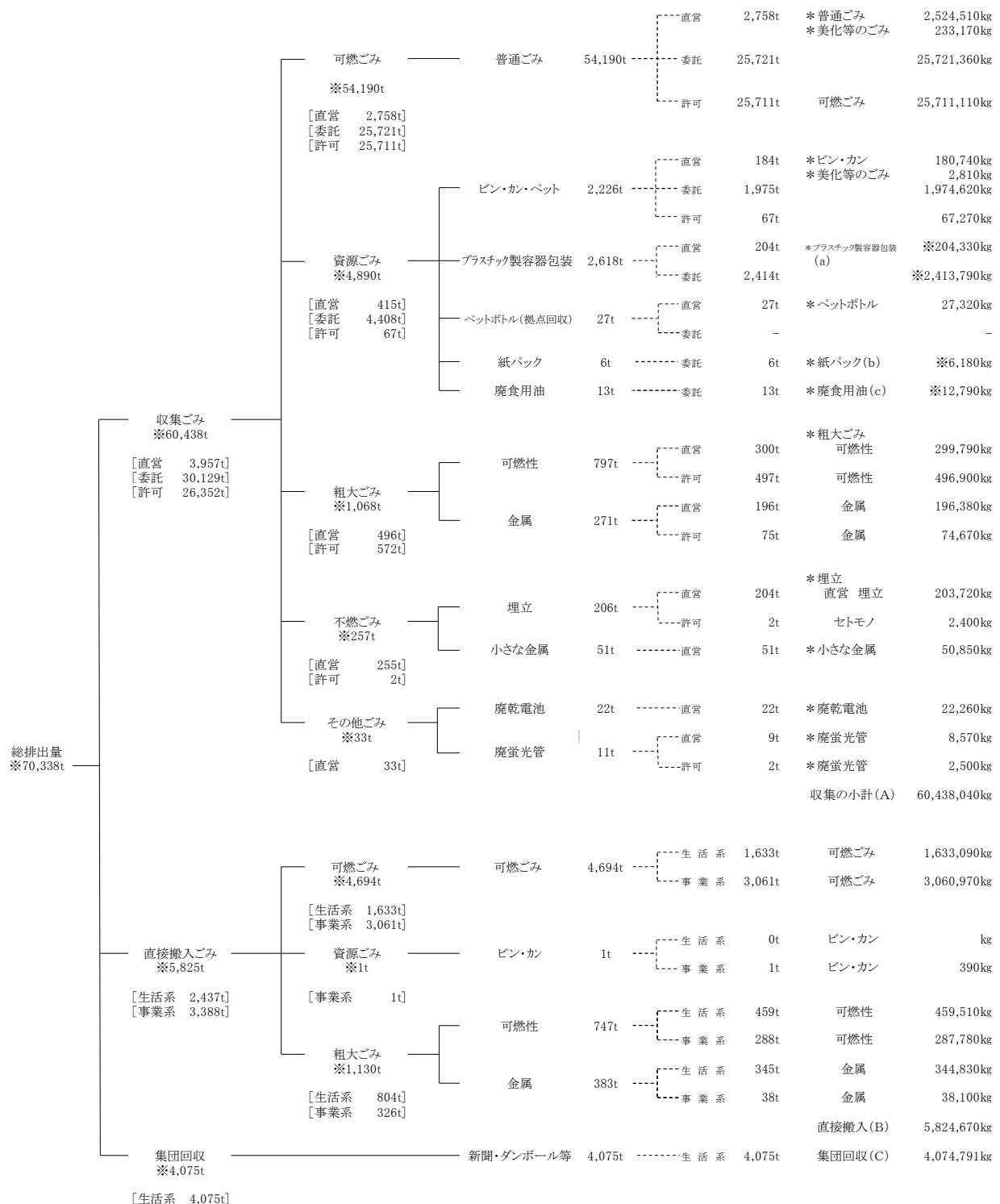
エ 令和2年度 広告物除却活動実施状況

	広告物除去数 (枚)				実施回数	参加人数
	はり札 はり紙	立看板	広告旗	合計		
登録団体	4	0	0	4	17	212
関西電力広告部	93	0	1	94	9	27
廃棄物対策課	20	0	0	20	7	16
合 計	117	0	1	118	33	255

7 その他資料

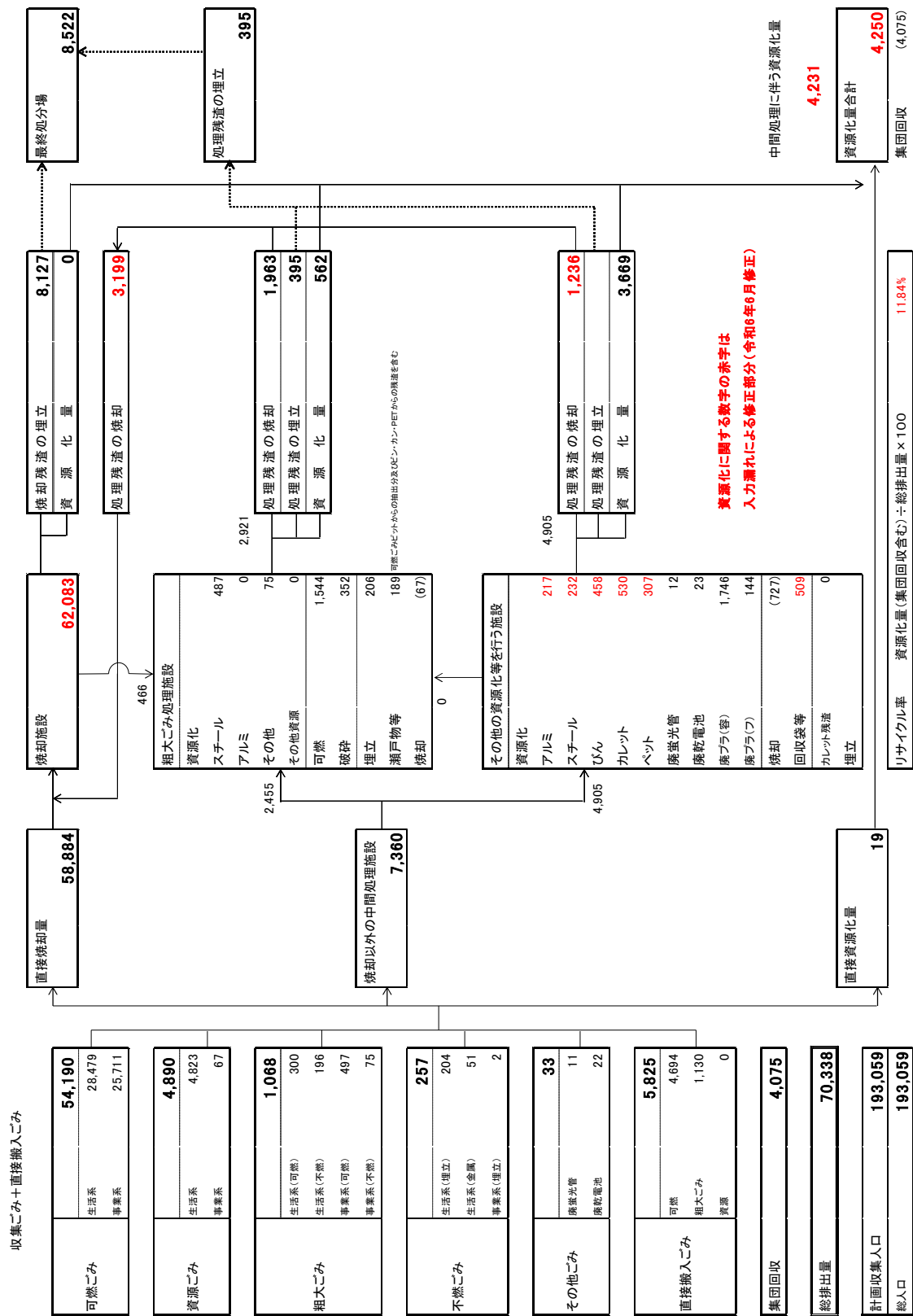
ごみの流れ

令和2年度ごみの流れ(岸和田市)



※直 営	3,957t
※委 託	30,129t
※許 可	26,352t
※直接搬入 生活系	2,437t
※直接搬入 事業系	3,388t
※集団回収	4,075t
合 計	70,338t

岸和田市のごみ処理フローシート (令和2年度実績)



Memo